

第 **36** 期

定時株主総会招集ご通知

開催
日時平成28年6月25日（土曜日）
午後1時（受付開始：午前11時30分）開催
場所横浜アリーナ
横浜市港北区新横浜三丁目10番地
(末尾掲載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

議案

- 第1号議案 取締役15名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 当社株式の大量買付行為に関する
対応策(買収防衛策)継続の件

目次

第36期 定時株主総会招集ご通知	2
事業報告	5
連結計算書類	39
計算書類	42
監査報告書	45
株主総会参考書類	48

株式会社ファンケル

証券コード：4921

1980年、それは化粧品による肌トラブルが社会問題になっていた時代。「添加物をいっさい使わず、使う人の肌を美しくする本物の化粧品を届けたい」という思いから、ファンケルの無添加化粧品は、誕生しました。

不安・不便・不満・・・「不」のつく言葉を世の中からなくしたい。
これがファンケル創業時からの変わらぬ思いです。

ファンケルグループ創業理念

正義感を持って 世の中の「不」を解消しよう

ファンケルグループ経営理念

「もっと何かできるはず」

「人間大好き企業」のファンケルグループは、
世の中の「不」の解消を目指し、
安心・安全・やさしさを追求します。
常にお客様の視点に立ち、
「お客様に喜んでいただくこと」をすべての基準とします。

株主の皆様へ

(証券コード 4921)
平成28年6月3日

横浜市中区山下町89番地 1

株式会社ファンケル

代表取締役 宮島和美
社長執行役員

招集
ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成28年6月24日（金曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時 平成28年6月25日（土曜日）午後1時（受付開始時刻：午前11時30分）
2. 場所 横浜市港北区新横浜三丁目10番地
横浜アリーナ
3. 目的事項
報告事項 (1) 第36期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第36期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役15名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

以上

▶当日ご出席される方へ

- 同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 当日は節電対策の一環として会場の冷房の温度調整を行うため、株主の皆様におかれましては軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- 懇親会における軽食のご提供はございません。
- 株主総会には、株主様のご家族に限り、ご同伴者様としてご来場いただけます。なお、ご同伴者様には、会場2階に特設会場をご用意しております。株主総会会場にはご入場いただけませんので、予めご了承ください。

<招集ご通知に関する事項のウェブサイト掲載のご案内>

- (1) 以下の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.fancl.jp/soukai/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。
- ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表
- (2) 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の記載事項に修正の必要が生じた場合は、修正内容を当社ウェブサイト (<http://www.fancl.jp/soukai/>) に掲載させていただきます。

議決権の行使等のご案内

議決権の行使方法には、右記の3方法がございます。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。



当日ご出席による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

■株主総会開催日時
平成28年6月25日(土)
午後1時

郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、ご返送ください。

■行使期限
平成28年6月24日(金)
午後5時30分到着分まで

インターネットによる 議決権行使



当社指定の議決権行使サイト <http://www.evote.jp/>にて議案に対する賛否をご入力ください。

■行使期限
平成28年6月24日(金)
午後5時30分受付分まで

詳細は次頁をご覧ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

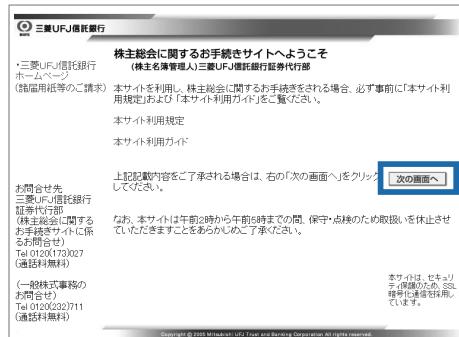
行使期限：平成28年6月24日（金曜日）午後5時30分まで

1 議決権行使サイトにアクセスします

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイトにアクセスして「次の画面へ」ボタンをクリックしてください。

▶ 議決権行使サイト

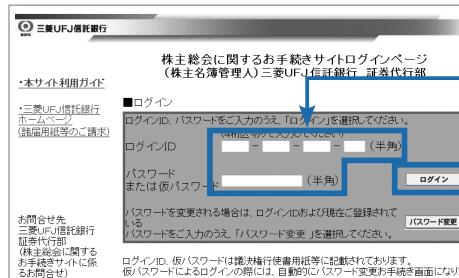
<http://www.evote.jp/>



クリック

2 ログイン画面

同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。



①

入力

②

クリック

● 以降、画面のガイダンスに沿ってお進みください。

- ※ 郵送とインターネットにより、議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- ※ インターネットによって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり、当該プラットフォームをご利用いただけます。

システム等に関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 0120-173-027（通話料無料）

受付時間 月曜日～金曜日（休日除く）午前9時から午後9時まで

1 企業集団の現況

1. 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の拡大や雇用・所得環境の改善などがありましたが、消費増税の影響が長引き、個人消費は落ち込み、生産や輸出も伸び悩むなど総じて停滞感の強い状況が続きました。先行きについては、新興国を中心とした海外経済の下振れや年明け以降の円高の進展による企業収益への影響が懸念されるものの、原油安および各種政策の効果もあり、緩やかながらも回復へ転じると期待されます。

当連結会計年度の売上高は、新中期経営計画(平成27年度～平成29年度)の方針のもと、戦略的な広告投資を実施したことなどにより、全事業が増収となり、全体では90,850百万円(前期比17.0%増)となりました。営業利益は、増収効果により売上総利益が増加したものの、先行的な広告投資負担により販売費及び一般管理費が増加し、1,204百万円(前期比69.9%減)となりました。経常利益は1,421百万円(前期比66.8%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は522百万円(前期比77.3%減)となりました。

売上高

90,850百万円

前期比 17.0%増

営業利益

1,204百万円

前期比 69.9%減

経常利益

1,421百万円

前期比 66.8%減

親会社株主に
帰属する
当期純利益

522百万円

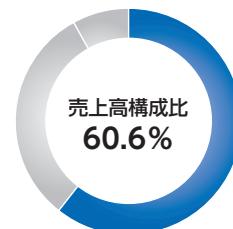
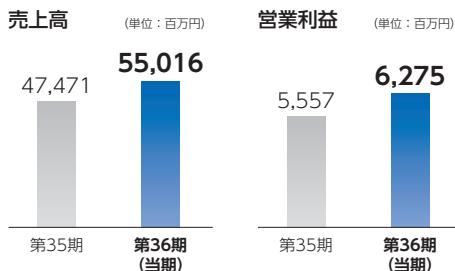
前期比 77.3%減

各事業の実績

化粧品関連事業

売上高 **55,016**百万円
(前期比15.9%増)

営業利益 **6,275**百万円
(前期比12.9%増)



ファンケル化粧品は、新製品「エイジングケア 洗顔クリーム」、「無添加アクティブコンディショニング」などの発売や、「マイルドクレンジングオイル」などの主力製品へのプロモーション効果、ドラッグストアへの卸販売の伸長などにより、過去最高の売上を更新しました。

アテニア化粧品は、新たな新規獲得商材の投入によるお客様獲得が好調に推移したことに加え、既存のお客様向けのキャンペーンを展開したことなどにより、売上は増加しました。

なお、第1四半期連結会計期間から米国子会社 FANCL INTERNATIONAL, INC.およびboscia, LLCを連結対象としております。

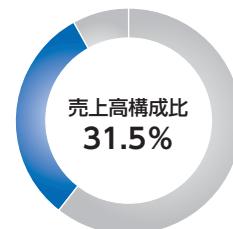
以上の結果、化粧品関連事業の売上高は、55,016百万円(前期比15.9%増)となりました。

損益面では、前期に対しマーケティング費用を増加させたものの、増収となったことなどにより、営業利益は6,275百万円(前期比12.9%増)となりました。

栄養補助食品関連事業

売上高 **28,612**百万円
(前期比22.9%増)

営業損益 \triangle **1,779**百万円
(前期は4百万円の営業損失)



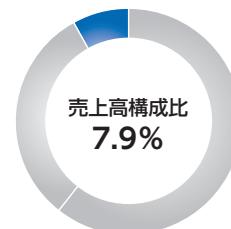
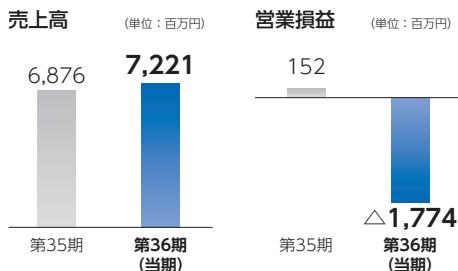
製品面では、TVCMを含めたプロモーションを展開した機能性表示食品「えんきん」が大幅に伸長したほか、広告を投下していない製品についてもクロスセルに積極的に取り組んだことにより大幅な増収となり、栄養補助食品関連事業の売上高は、28,612百万円(前期比22.9%増)となりました。

損益面では、大幅な増収となったものの、前期に対しマーケティング費用を大幅に増加させたことなどにより、前期に比べて1,775百万円悪化し、1,779百万円の営業損失となりました。

その他関連事業

売上高 **7,221**百万円
(前期比5.0%増)

営業損益 \triangle **1,774**百万円
(前期は152百万円の営業利益)



発芽米は、定期お届けサービスのお客様数が増加したことなどにより、売上は増加しました。青汁およびその他の売上は、増加しました。

以上の結果、その他の売上高は、7,221百万円（前期比5.0%増）となりました。

損益面では、増収となったものの、発芽米および青汁のマーケティング費用を前期に対し大幅に増加させたことなどにより、前期に比べて1,927百万円悪化し、1,774百万円の営業損失となりました。

2. 対処すべき課題

当企業集団は、創業以来「『不』のつく事柄を解消する仕組みづくり」を経営の基本方針とし、無添加化粧品、栄養補助食品、発芽米、青汁事業などを展開してまいりました。

平成25年1月に創業者である池森賢二が経営に復帰して以降、当社の原点である「お客様視点」の徹底を強力に推し進めるとともに、不採算事業の撤退や卸販売チャネルの強化、店舗販売チャネルでの新業態店舗の展開、持株会社体制への移行など、構造改革に取り組んでまいりました。

平成26年度は消費増税の反動があった中、ファンケル化粧品は増収となり、栄養補助食品関連事業も減収傾向に歯止めがかかるなど、経営改革の成果を発揮してまいりました。

こうした成長の兆しを捉え、さらに高い成長を目指すため、新たな中期経営計画(平成27年度～平成29年度)に基づき、積極的なマーケティング投資を伴う成長戦略の実現に向けて取り組んでおります。

【基本方針】

『戦略的な広告投資を行い、平成27年度から5年間で売上倍増に向けた成長戦略を実施する』
『経営基盤の強化』を図り、「戦略的投資による売上拡大」を実現します。

①戦略的投資による売上拡大の実現

- ・ビューティ事業およびヘルス事業において、通常の規模を大きく上回る広告投資を実施し、認知度向上と売上拡大を実現します。
- ・広告効果を最大化するため店舗網を整備し、直営350店舗体制を目指して積極的な出店を進めるとともに、卸販売チャネルにおける取扱店舗数の拡大を図ります。
- ・企業の考え方・スタンスについて一貫した広告を作り、理念を訴求してまいります。
- ・広告投資の対象となるスター製品を入口として、親和性の高い他製品への購入を促進します。

②経営基盤の強化

- ・既存の製造設備の稼働効率を上げ、生産効率の向上・原価率の低減を図ります。
- ・平成28年5月竣工の第二研究所を活用し、研究開発力の強化と開発スピードの向上を図ります。

【各事業の戦略】

①ビューティ事業戦略

「無添加アンチストレス サイエンス」というファンケル化粧品の独自価値を軸に、市場における独自ポジションを確立し、新しいお客様の獲得とブランドロイヤルティの向上を目指します。

(製品戦略)

- ・洗顔系カテゴリーの製品ラインアップ拡充および機能強化により、お客様数の拡大を図ります。
- ・主力のスキンケア製品を順次刷新し、ファンケルの「無添加」に共感するお客様数の拡大を図ります。
- ・今後成長が見込まれるアンチエイジング市場に向けた製品およびサービスの開発を進め、マチュア世代のお客様数の拡大を図ります。

- ・個々の肌に対応したパーソナル化粧品を実現するなど、新領域へ進出し新たなお客様との接点創出を図るとともに、ブランドおよび技術力の象徴として育成します。

(マーケティング戦略)

- ・製品機能を訴求したキャンペーン型広告の集中展開により、卸販売チャネルでの店舗導入率と1店舗当たり売上の向上および直販チャネルでの新規のお客様数の拡大を図ります。
- ・ウェブや雑誌メディアを活用した新たなコミュニケーション手法を構築し、「無添加」の価値やブランドの理念を訴求することで、お客様のブランドロイヤルティの向上を目指します。

(アテナア)

- ・創業の原点に回帰するため、「一流ブランドの品質を1/3価格で提供することに挑戦し続けます。」というアテナア宣言を定め、アテナア宣言に基づいた事業展開を行ってまいります。
- ・アテナアの創業理念である「高品質、低価格、ハイセンス」およびブランドステートメント「おしみなく、うつくしく。」に基づいた製品を継続して生み出し、事業強化を図ります。
- ・大型キャンペーンの実施や主力製品のリニューアルにより、売上の回復を図ります。
- ・ウェブメディアを核にした新たなコミュニケーションモデルを推進し、お客様のロイヤルティ向上による新規のお客様数の拡大および既存のお客様の継続率向上を図り、お客様基盤を拡充します。

②ヘルス事業戦略

日本一の健康サポート企業を目指し、「お客様のグッドエイジング（一生涯、心身ともに健康で生きること）」を実現します。

(製品戦略)

- ・中高年層をターゲットとした独自性の高い製品を強化し、中高年市場での売上拡大を目指します。
- ・「カロリーミット」、「大人のカロリーミット」、「えんぎん」に次ぐスター製品を育成します。
- ・平成27年4月に開始された機能性表示食品制度に対応し、ファンケル独自の研究成果に基づく機能性表示食品の販売を強化します。
- ・当社の高い技術力によって実現した「体内効率設計」により、体内への効率を第一に考えた独自性の高い製品開発を推進します。
- ・卸販売チャネルの拡大を図るため、卸販売専用製品の開発などを推進します。

(販売戦略)

- ・スター製品を入口として、親和性の高い他製品への購入を促進し、フルラインアップを持つ強みを最大限に活かし、売上拡大を目指します。
- ・卸販売チャネルでの取扱店舗数の拡大および店舗販売チャネルにおいて健康食品の販売比率の高いハイブリッドショップの出店・リニューアルを強化することで健康食品の売場拡大を図ります。
- ・店舗や電話窓口スタッフの専門教育を強化し、専門知識を有する人材の配置を促進します。
- ・予防医療事業の展開を本格化するため、通信販売での展開や企業・団体向けのサービス（健康増進プログラム）を確立します。

【各販売チャネルの戦略】

国内チャネルでは、広告宣伝の投資効果を最大化するための販売体制を確立します。

①直営店舗販売

- ・お客様が購入しやすい環境を整備するため、平成27年3月期末の店舗数のほぼ倍増となる350店舗を目指した積極的な店舗出店を行います。
- ・エリアマーケティングを強化し、地域に合わせた広告媒体を活用することで、各地域における認知度の向上および直営店舗へのお客様の誘導を図ります。

②卸販売

- ・広告宣伝に連動したプロモーションや卸販売専用製品の展開により、取扱店舗数の拡大を図ります。
- ・エリアマーケティングに合わせた、卸販売チャネルでのプロモーション販売施策を通じて、取扱店舗へのお客様誘導を図ります。

③インターネット販売

- ・お客様の購買行動の分析に基づき、一人ひとりに最適な製品を提案するウェブマーケティングを強化するとともに、オムニチャネル化を推進します。

④海外

- ・平成27年度から連結化した米国子会社FANCL INTERNATIONAL,INC.が展開するボタニカルスキンケアブランド「boscia（ボウシャ）」の製品ラインアップを強化するとともに、取扱店舗数の拡大を図り、大幅な成長を目指します。

【経営基盤強化】

①原価低減

- ・既存の製造設備を最大限に活用し生産効率を向上させるとともに、原価率の低減を図ります。

②人材育成

- ・積極的な出店に伴い増加する店舗スタッフの育成や、専門的な対応ができる店舗・電話窓口スタッフの教育などにより、お客様の満足度およびロイヤルティの向上に取り組みます。

③研究開発

- ・平成28年5月竣工の第二研究所を、化粧品や健康食品のエビデンス取得、新素材探索などを担う「イノベーション研究所」として位置づけ、基礎・基盤研究を強化するとともに、第一研究所は「製品開発研究所」として製品開発のスピードを高めるなど、2研究所体制で研究開発力を強化します。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

ご参考1

新たな価値を生み出す研究開発

ファンケル総合研究所では、「お客様を想うイノベーション」をキーワードに、お客様のために何ができるのかを常に考え、イノベーションの実現を目指しています。そのために、美と健康の両領域で、新素材探索や有効性評価などの基礎研究、基盤探索研究、そして製品開発に至る応用研究までを一貫して推進しております。

また、研究開発型企業として、さらに研究体制を強化するため、平成28年5月に、第二研究所が竣工しました。第二研究所は、「イノベーション研究所」と位置付け、基礎研究を中心に、脳機能研究、遺伝子分野など、革新的なテーマで研究を進めてまいります。

■ビューティサイエンス —美の領域の取り組み—

1 進化し続ける「無添加アンチストレス サイエンス」

無添加を生み出したファンケルは、安心・安全だけでなく、肌本来の力を高める「アンチストレスケア」こそ、素肌美を叶えると考えています。肌ストレスを取り去るだけでなく、ストレスとエイジングとの関係を肌のタンパク質というミクロレベルで研究し、世界においても最先端の皮膚科学研究に取り組んでいます。

2 皮膚の老化指標となるタンパク質を見出す独自技術「角層バイオマーカー」

肌状態を角層から分析する独自技術「角層バイオマーカー」の開発に成功。タンパク質を分析することで一人ひとりによって異なるシミやシワの原因や、今後起こりうるリスクを明らかにすることができ、科学的根拠をもって、お客様の肌悩みに合わせた有効なお手入れをご提案できるようになりました。

■ヘルスサイエンス —健康の領域の取り組み—

1 研究成果を活かし、「機能性表示食品制度」を最大活用

平成27年より機能性表示食品制度がスタートしました。この制度において消費者庁に届け出を受理されるには、高いレベルの科学的根拠と安全性が求められますが、当社では創業以来培ってきた研究力を発揮し、平成28年5月現在、目のサプリメントで日本初の機能性表示食品「えんきん」を始めとする複数の製品を取り揃えています。今後も確かな機能性と安全性を兼ね備えた機能性表示食品のラインアップを充実させてまいります。

2 「体内効率」を第一に考えた製品開発

当社のサプリメントは体内での効率を第一に考えています。身体に必要な成分でも、体内で吸収できる量には限りがあります。そこで、身体に最適な量が摂れ、その効果が長く持続し、しかも効率よく吸収できるよう、素材の選定から配合バランス・加工技術に至るまで数々の工夫を加えて設計しています。

ご参考2 働きやすい会社への取り組み

従業員がどのようなライフステージでもいきいきと働いていけるよう、当社ではさまざまな制度を導入しております。育児支援制度などを充実させており、高い利用率を維持しております。

また、異なる視点、異なる意見、異なるキャリアを融合することがファンケルの風土であり、創業時からの経営戦略です。障がい、外国籍、高齢の従業員がさまざまな職場で力を発揮しております。

■ 「女性が輝く先進企業 内閣府特命担当大臣（男女共同参画）表彰」受賞

女性管理職比率などの高い実績を評価

当社は、平成27年12月21日、内閣府男女共同参画局が実施している「平成27年度 女性が輝く先進企業」に選ばれ、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）表彰を受賞しました。

「女性が輝く先進企業表彰」は、女性が活躍できる職場環境の整備を推進する企業が、投資家・就職希望者・消費者等から評価され、同様の取り組みが他の企業へ波及していくよう、女性の登用に関する方針、取り組みおよび実績ならびにそれらの情報開示に優れた先進的な企業を表彰するものです。

当社は、以下を理由に神奈川県から推薦を受け、今回の受賞となりました。

- ① 女性役員、管理職、従業員比率が高く、女性管理職比率は44.4%（平成27年9月30日時点）に上る。契約社員から正社員への登用数も年々増加している。
- ② 女性管理職比率や産休・育休取得者の推移をホームページに掲載するなど、情報開示に積極的に取り組んでいる。
- ③ 女性従業員が中心となって無添加化粧品、健康食品などの製品開発、宣伝、販売促進を担っている。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
女性の管理職比率	41.4%	42.9%	42.9%
産休取得者数	61名	88名	73名
育児休業取得者数	122名	118名	84名
育児休業復職率	100%	100%	100%
外国籍の勤務者数	25名	36名	44名
60歳以上の勤務者数	31名	30名	29名

(注) 株式会社ファンケル、株式会社ファンケル化粧品、株式会社ファンケルヘルスサイエンスの合算数です。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は3,709百万円であり、その主なものは通信販売システムの刷新、工場設備の更新および店舗の新規出店やリニューアルなどであります。

4. 資金調達の状況

- (1) 当社は、当連結会計年度において資金調達は行っておりません。
- (2) 連結子会社は、当企業集団内で資金調達を行っております。

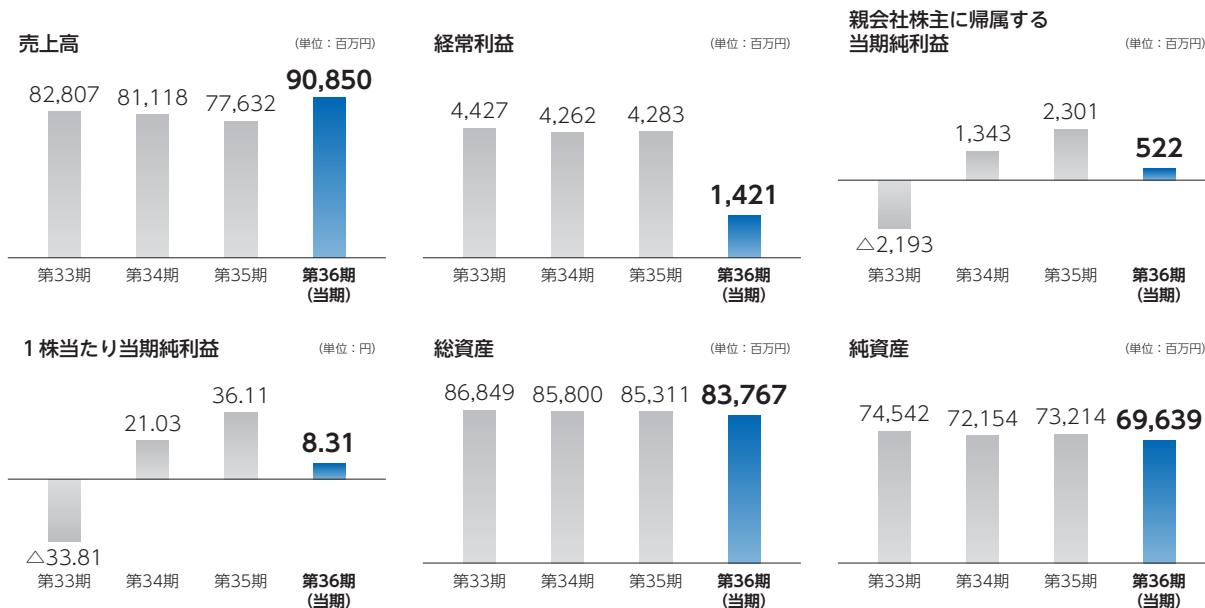
5. 財産および損益の状況の推移

区分		第33期 平成25年3月期	第34期 平成26年3月期	第35期 平成27年3月期	第36期 (当連結会計年度) 平成28年3月期
売上高	(百万円)	82,807	81,118	77,632	90,850
経常利益	(百万円)	4,427	4,262	4,283	1,421
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失(△)	(百万円)	△2,193	1,343	2,301	522
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△)	(円)	△33.81	21.03	36.11	8.31
総資産	(百万円)	86,849	85,800	85,311	83,767
純資産	(百万円)	74,542	72,154	73,214	69,639

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均の発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。

3. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益又は当期純損失」を「親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失」としております。



6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業の内容
株式会社ファンケル化粧品	500百万円	100.0%	化粧品等の企画・販売
株式会社ファンケルヘルスサイエンス	500百万円	100.0%	栄養補助食品等の企画・販売
株式会社アテナ	150百万円	100.0%	化粧品・栄養補助食品等の企画・販売
株式会社ファンケル発芽玄米	95百万円	100.0%	発芽米の製造・販売
FANCL ASIA(PTE)LTD	875百万円	100.0%	化粧品・栄養補助食品の販売
株式会社ファンケル美健	100百万円	100.0%	化粧品・栄養補助食品の製造
ニコスタービューテック株式会社	10百万円	(100.0%)	化粧品・医薬部外品の販売
FANCL INTERNATIONAL,INC.	4百万ドル	(100.0%)	化粧品・栄養補助食品の販売
boscia,LLC	3百万ドル	(100.0%)	化粧品の販売

- (注) 1. 当社の出資比率の()は、間接所有割合であります。
 2. 当期より重要な子会社として、FANCL INTERNATIONAL,INC.およびboscia,LLCを加えております。
 3. 当社の連結子会社は9社であります。
 4. 特定完全子会社および持分法適用会社に該当する子会社はありません。

7. 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当企業集団は、化粧品および栄養補助食品の製造販売を主な事業としております。営業活動は、通信販売（インターネット通信販売を含む）、直営店舗販売、卸販売の3形態を中心に展開しております。

8. 主要な事業所および店舗等（平成28年3月31日現在）

(1) 当社

本店：横浜市中区山下町89番地1
 事務所：飯島事務所（横浜市栄区）
 物流センター：関東物流センター（千葉県柏市）
 滋賀物流センター（滋賀県蒲生郡）
 研究所：総合研究所（横浜市戸塚区）

店舗：176店舗

業態別店舗数

	店舗数
ファンケル ビューティショップ	1店舗
ファンケル ヘルスハウス	3店舗
ファンケル ハイブリッドショップ	77店舗
ファンケルショップ	52店舗
ファンケルハウス	31店舗
ファンケルハウスJ	10店舗
ファンケル 銀座スクエア	1店舗
その他	1店舗

(2) 重要な子会社

株式会社ファンケル化粧品	本店	横浜市中区
株式会社ファンケルヘルスサイエンス	本店	横浜市中区
株式会社アテナ	本店	横浜市栄区
	店舗	16店舗
株式会社ファンケル発芽玄米	本店	長野県東御市
	工場	長野工場（長野県東御市）
FANCL ASIA(PTE)LTD	本店	シンガポール
株式会社ファンケル美健	本店	横浜市栄区
	工場	千葉工場（千葉県流山市）
		横浜工場（横浜市栄区）
		滋賀工場（滋賀県蒲生郡）
群馬工場（群馬県邑楽郡）		
ニコスタービューテック株式会社	本店	横浜市栄区
FANCL INTERNATIONAL,INC.	本店	アメリカ
boscia,LLC	本店	アメリカ

9. 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,223名	95名増

- (注) 1. 従業員数は、当企業集団から当企業集団外への出向者を除き、当企業集団外から当企業集団への出向者を含む就業人員であります。
2. 従業員数には、臨時従業員の年間平均雇用人員（1,840名）は含んでおりません。
3. 従業員数が、前連結会計年度末に比べて95名増加しておりますが、これは主に、boscia,LLCを連結の範囲に含めたことによるものおよび当社の中途採用による増加、有期雇用者の正社員登用を促進したためであります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
703名	110名増	38歳9ヵ月	11年8ヵ月

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
2. 従業員数には、臨時従業員の年間平均雇用人員（1,285名）は含んでおりません。
3. 従業員数が、前事業年度末に比べて110名増加しておりますが、これは主に、当社の中途採用による増加および有期雇用者の正社員登用を促進したためであります。

10. 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

記載すべき事項はありません。

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2 会社の現況

1. 株式の状況（平成28年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	233,838,000株
(2) 発行済株式の総数	65,176,600株
(3) 株主数	92,605名
(4) 大株主（上位10名）	

株主名	持株数	持株比率
株式会社ケイアイ	8,507千株	13.59%
池森賢二	5,709千株	9.12%
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - HONG KONG PRIVATE BANKING DIVISION-CMC HOLDINGS LTD	4,586千株	7.32%
株式会社ピロース	2,422千株	3.87%
池森政治	1,926千株	3.08%
宮島明子	1,838千株	2.94%
宮島弘光	1,797千株	2.87%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,734千株	2.77%
池森行夫	1,376千株	2.20%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,225千株	1.96%

（注）持株比率は、自己株式（2,553千株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成27年5月11日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。その取得状況は、次のとおりであります。

・取得した株式の種類	当社普通株式
・取得した株式の総数	1,500,000株
・取得価額の総額	2,487,114,762円
・取得期間	平成27年5月12日から平成27年8月24日

2. 新株予約権等の状況

(1) 新株予約権の内容の概要

新株予約権の発行時の内容は以下のとおりであります。

① 株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権

株価連動型の退任時報酬として、在任期間を通じて株主価値向上のインセンティブを与えることを目的とし、当社の取締役および執行役員ならびに当社子会社の取締役に付与するものであります。

取締役会決議日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類および数	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の権利行使期間
平成18年11月15日	628個	当社普通株式 62,800株	1個当たり 100円	平成18年12月2日～ 平成48年12月1日
平成19年11月12日	907個	当社普通株式 90,700株	1個当たり 100円	平成19年12月4日～ 平成49年12月3日
平成20年11月14日	782個	当社普通株式 78,200株	1個当たり 100円	平成20年12月2日～ 平成50年12月1日
平成21年11月12日	449個	当社普通株式 44,900株	1個当たり 100円	平成21年12月2日～ 平成51年12月1日
平成22年11月15日	733個	当社普通株式 73,300株	1個当たり 100円	平成22年12月2日～ 平成52年12月1日
平成23年11月14日	905個	当社普通株式 90,500株	1個当たり 100円	平成23年12月2日～ 平成53年12月1日
平成24年11月12日	1,163個	当社普通株式 116,300株	1個当たり 100円	平成24年12月4日～ 平成54年12月3日
平成25年11月14日	1,201個	当社普通株式 120,100株	1個当たり 100円	平成25年12月3日～ 平成55年12月2日
平成26年10月30日	784個	当社普通株式 78,400株	1個当たり 100円	平成26年12月2日～ 平成56年12月1日
平成27年10月29日	848個	当社普通株式 84,800株	1個当たり 100円	平成27年12月2日～ 平成57年12月1日

(注) 1. 新株予約権1個当たりの株数は100株であります。

2. 当社の取締役または執行役員の地位に基づき割当を受けた新株予約権については、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日から10日間以内に限り、新株予約権の全数を一括して行使することができます。

3. 当社子会社の取締役の地位に基づき割当を受けた新株予約権については、当該子会社の取締役の地位を喪失した日から10日間以内に限り、新株予約権の全数を一括して行使することができます。

② スtock・オプションとしての新株予約権

当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として付与するものであります。

取締役会決議日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類および数	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の権利行使期間
平成23年9月12日	9,280個	当社普通株式 928,000株	1個当たり 109,800円	平成25年9月13日～ 平成28年9月12日
平成24年9月13日	1,470個	当社普通株式 147,000株	1個当たり 90,700円	平成26年9月14日～ 平成29年9月13日
平成26年1月15日	14,429個	当社普通株式 1,442,900株	1個当たり 122,300円	平成28年1月16日～ 平成31年1月15日

(注) 新株予約権1個当たりの株数は100株であります。

(2) 当社役員の保有状況 (平成28年3月31日現在)

① 株式報酬型Stock・オプションとしての新株予約権

	取締役会決議日	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役は除く)	平成18年11月15日	43個	4,300株	1名
	平成19年11月12日	255個	25,500株	4名
	平成20年11月14日	338個	33,800株	6名
	平成21年11月12日	242個	24,200株	6名
	平成22年11月15日	419個	41,900株	7名
	平成23年11月14日	514個	51,400株	7名
	平成24年11月12日	661個	66,100株	7名
	平成25年11月14日	809個	80,900株	9名
	平成26年10月30日	576個	57,600株	9名
	平成27年10月29日	472個	47,200株	9名

(注) 新株予約権1個当たりの株数は100株であります。

② スtock・オプションとしての新株予約権

	取締役会決議日	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役	平成23年9月12日	10個	1,000株	1名
(社外取締役は除く)	平成24年9月13日	70個	7,000株	1名

(注) 新株予約権1個当たりの株数は100株であります。

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等（執行役員を含む）に対し交付した新株予約権の状況

株式報酬型Stock・オプションとしての新株予約権

	取締役会決議日	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付者数
当社従業員	平成27年10月29日	153個	15,300株	9名
当社子会社の取締役		197個	19,700株	9名

(注) 新株予約権1個当たりの株数は100株であります。

(4) その他新株予約権等に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 会長執行役員	池 森 賢 二	—
代表取締役 社長執行役員	宮 島 和 美	—
代表取締役 副社長執行役員	田多井 毅	株式会社ファンケルヘルスサイエンス 代表取締役会長 株式会社アイフォーレ 代表取締役社長
取締役 専務執行役員	山 岡 美奈子	化粧品担当 株式会社ファンケル化粧品 代表取締役社長
取締役 専務執行役員	島 田 和 幸	グループサポートセンター長
取締役 執行役員	鶴 崎 亨	海外事業本部長 FANCL ASIA (PTE) LTD Managing Director
取締役 執行役員	炭 田 康 史	総合研究所長
取締役 執行役員	保 坂 嘉 久	ネット営業本部長
取締役 執行役員	山 口 友 近	店舗・流通担当兼店舗営業本部長
取 締 役	柳 澤 昭 弘	株式会社ファンケル美健 代表取締役社長 ニコスタービューテック株式会社 代表取締役社長
取 締 役	須 釜 憲 一	株式会社アテナア 代表取締役社長
取 締 役	猪 俣 元	FANCL INTERNATIONAL,INC. President and CEO boscia,LLC President
取 締 役	池 田 憲 人	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役社長

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
常勤監査役	高橋 誠一郎	—
常勤監査役	飯田 順二	—
監査役	小関 勝紀	税理士 小関勝紀税理士事務所 所長
監査役	高野 利雄	弁護士 高野法律事務所 所長 森ビル・インベストメントマネジメント株式会社 社外取締役 株式会社リヴァンプ 社外監査役 長瀬産業株式会社 社外監査役 グロースライド株式会社 社外監査役 株式会社カカクコム 社外監査役 株式会社ダイセル 社外監査役

- (注) 1. 当社の役員は、取締役13名、監査役4名の計17名であり、そのうち1名が女性、16名が男性で構成されております。
2. 取締役池田憲人氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役小関勝紀、高野利雄の両氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役小関勝紀氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役池田憲人氏は、平成28年3月31日付で株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の代表取締役社長を退任し、事業年度末日後の平成28年4月1日付で、株式会社ゆうちょ銀行の代表執行役社長に就任されております。
6. 平成27年6月20日付で、地位が次のとおり変更となりました。

氏名	変更後	変更前
島田 和幸	取締役専務執行役員	取締役常務執行役員

7. 平成27年7月1日付で、担当が次のとおり変更となりました。

氏名	変更後	変更前
保坂 嘉久	ネット営業本部長	ネットチャンネル合同チームリーダー
山口 友近	店舗・流通担当兼店舗営業本部長	店舗営業本部長

8. 平成27年8月1日付で、地位および担当が次のとおり変更となりました。

氏名	変更後	変更前
重松 典宏	取締役 社長付	取締役執行役員 健康食品 次世代素材担当

なお、重松典宏氏は平成27年12月2日付で、取締役を辞任いたしました。

当社は執行役員制度を導入しております。執行役員は次のとおりであります。
(取締役執行役員を除く)

氏名	担当
石 神 幸 宏	グループサポートセンター副センター長兼経営企画部長
山 口 宏 二	ファンケル大学専任教授
松ヶ谷 明 子	ファンケル大学長
松 熊 祥 子	総合研究所副所長兼ビューティサイエンス研究センター長
松 本 浩 一	カスタマーサービスセンター長
安 西 勝 之	店舗営業本部 店舗企画開発部長
永 坂 順 二	グループサポートセンター 人事部長
稲 葉 豊 和	流通営業本部長
植 松 宣 行	グループサポートセンター副センター長

(注) 当社の執行役員は9名であり、そのうち2名が女性、7名が男性で構成されております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1百万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	11名 (1名)	364百万円 (8百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	42百万円 (12百万円)
合 計	15名	406百万円

- (注) 1. 支給額には、以下のストック・オプションとして付与した新株予約権の当事業年度における費用計上額が含まれております。
 取締役 10名 77百万円
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月17日開催の第26期定時株主総会において年額480百万円以内（ただし、使用人分給とは含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月17日開催の第26期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

① 取締役報酬

取締役の報酬は、基本報酬と退任時報酬（株式報酬型ストック・オプション）から構成されております。

基本報酬は、月額払いで支給される報酬で、常勤・非常勤、役位など取締役の職務内容、業績等に応じて取締役会から授権された代表取締役社長執行役員がその額を決定しております。

退任時報酬は、在任期間を通じて株主価値の向上へのインセンティブを与えることを目的として、執行役員を兼務する取締役に対して支給される株価連動型の報酬で、以下の内容の新株予約権を付与することについて取締役会が決定しております。

1株当たりの行使価額を1円とし、退任の翌日より10日間以内において一括してのみ行使可能であり、1事業年度当たりの新株予約権の付与数は、付与時点における月次報酬（基本報酬を12で除した額）に役位別の係数を乗じた額を付与にかかる新株予約権の公正価値で除した数としております。

上記のほか非定期的に、株主総会の決議を経て社外取締役を除く取締役を対象に、中期インセンティブ報酬としての通常型のストック・オプションを付与することがあります。

② 監査役報酬

監査役報酬は、基本報酬のみとし、監査役職務内容と責任に応じて監査役の協議によってその額を決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

氏名	兼任の職務	兼職先	当社との関係
池田 憲人 (社外取締役)	代表取締役社長	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構	重要な取引関係はありません。
小関 勝紀 (社外監査役)	所長	小関勝紀税理士事務所	重要な取引関係はありません。
	所長	高野法律事務所	重要な取引関係はありません。
	社外取締役	森ビル・インベストメントマネジメント株式会社	重要な取引関係はありません。
高野 利雄 (社外監査役)	社外監査役	株式会社リヴァンプ	同社の子会社と当社との間には、情報システム開発に関する業務委託等の取引契約があります。
	社外監査役	長瀬産業株式会社	重要な取引関係はありません。
	社外監査役	グローブライド株式会社	重要な取引関係はありません。
	社外監査役	株式会社カクコム	重要な取引関係はありません。
	社外監査役	株式会社ダイセル	重要な取引関係はありません。

(注) 社外取締役池田憲人氏は、平成28年3月31日付で株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の代表取締役社長を退任し、事業年度末日後の平成28年4月1日付で、株式会社ゆうちょ銀行の代表執行役社長に就任されております。なお、株式会社ゆうちょ銀行と当社との間には、預金契約等の取引契約があります。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況		主な活動状況
	取締役会	監査役会	
池田 憲人 (社外取締役)	17回中15回 (出席率88%)	—	長年の金融機関の経営者として培われた経営の専門家としての経験・見識に基づき、質問、提言等を適宜行うことなどにより、監督機能を果たしております。
小関 勝紀 (社外監査役)	17回中16回 (出席率94%)	13回中13回 (出席率100%)	税理士としての専門的見地から、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための発言を行っております。
高野 利雄 (社外監査役)	17回中17回 (出席率100%)	13回中13回 (出席率100%)	検事および弁護士としての豊富な経験と専門的見地から、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	48百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	68百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、FANCL ASIA (PTE) LTDにつきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は各事業年度における会計監査人の再任の適否に関する検討を行い、より適切な監査体制の整備が必要であると判断した場合等には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、株主総会に付議するよう取締役会に請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当すると判断した場合には、会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役が解任の旨およびその理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分の内容の概要

- ① 処分の対象者
新日本有限責任監査法人
- ② 処分の内容
 - ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3月
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
 - ・ 業務改善命令(業務管理体制の改善)
- ③ 処分理由
 - ・ 他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。
 - ・ 当監査法人の運営が著しく不当と認められたため。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 基本方針

当社は、以下の理念を経営の根幹とし、これを拠り所として内部統制の整備・構築に取り組みます。

- ・「もっと何かできるはず」
- ・「人間大好き企業」のファンケルグループは、世の中の「不」の解消を目指し、安心・安全・やさしさを追求します。
- ・常にお客様の視点に立ち、「お客様に喜んでいただくこと」をすべての基準とします。

② 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する事項

当社は、「株主総会」「取締役会」「経営会議」など取締役が出席する重要な会議体の議事録あるいは取締役が決裁する稟議書などの書類について、「文書・記録管理規程」に従い、文書または電磁的媒体に記録し、各所管部門の責任の下に保存・管理します。

また、取締役および監査役は、必要に応じ「文書・記録管理規程」に基づき保存・管理する文書または電磁的媒体を閲覧することができるものとします。

情報管理に関し継続的に検討、再構築を行うため、「情報セキュリティ部会」「IT統制部会」を設置します。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理体制を確保するため、「危機管理規程」を制定するとともに、「財務報告部会」「企業倫理部会」「情報セキュリティ部会」を設置し、リスクの分析と対応を推進します。

ISO内部監査活動・内部監査室の各監査業務についてもリスクマネジメントの考え方を基礎とすることによって、リスク発見または予見時の是正体制をより強固なものとし、リスク管理のあり方をより統合的なものとします。

また、突発的に生じたリスクについては、「危機管理規程」に基づき定められた総括責任者である代表取締役社長執行役員および担当取締役が、すみやかに対応責任者を決め対策委員会を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大防止に努めます。

④ 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回以上開催し、活発な意見交換および迅速な意思決定を通じて経営効率の向上を図るとともに、各機関の権限分配・意思決定および各部門の具体的業務については、「取締役会規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」および「決裁基準規程」に従い、効率性を確保します。

またIT環境の整備を強化し、職務執行における効率向上を推進します。

⑤ 当社の取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、上記の経営理念に基づき法令等遵守を徹底するため、次のとおり、コンプライアンス体制の整備と実践に取り組みます。

- ・ 取締役および使用人の全員を名宛人として「ファンケルグループ・コンプライアンス基準」を定め、励行します。
- ・ 法令および当社グループにおける諸規程に反する行為などを早期に発見し是正することを目的として「ヘルプライン制度」を設置、運用します。
- ・ 組織横断的なコンプライアンス体制を構築するため、法務を担当する部門・品質保証を担当する部門・総務を担当する部門その他から成る「企業倫理部会」を設置、運営します。
- ・ 投資家からの信頼や情報開示の透明性・公共性の促進を図るため、「ディスクロージャーポリシー」を定め、これに従った適切な情報開示を行います。

⑥ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

当社は、当社の子会社各社に対し経営理念の理解を促し、当社グループの企業価値の最大化を目的として、子会社各社への経営管理を行います。

- ・ 当社の子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制
当社代表取締役社長執行役員を委員長とし、当社の取締役・執行役員および子会社各社の代表を構成員とする当社グループ横断的な「内部統制委員会」を発足させ、内部統制委員会の下に、「財務報告部会」「企業倫理部会」「情報セキュリティ部会」「IT統制部会」を設け、各部会間における連携を図ることで、当社の子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項が速やかに当社に報告される体制を保持します。
- ・ 当社の子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
子会社各社のリスク管理方針を定め、リスク管理体制を整備、構築します。
また、突発的に生じたリスクについては、当社グループを適用対象とする「危機管理規程」に基づき定められた総括責任者である代表取締役社長執行役員および担当取締役が、すみやかに対応責任者を決め対策委員会を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大防止に努めます。
- ・ 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社各社において定例の取締役会を定期的に開催し、活発な意見交換および迅速な意思決定を通じて経営効率の向上を図るとともに、各機関の権限分配・意思決定および各部門の具体的業務については、「取締役会規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」「決裁基準規程」および「関係会社管理規程」に従い、効率性を確保しております。またIT環境の整備を強化し、職務執行における効率向上を推進します。
子会社には、原則として、当社の役職者が役員として就任し、子会社の業務の適切性を監視できる体制を整備します。

- ・ 当社の子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループの取締役および使用人の全員を名宛人として「ファンケルグループ・コンプライアンス基準」を定め、励行します。

法令および当社グループにおける諸規程に反する行為などを早期に発見し是正することを目的として「ヘルプライン制度」を設置、運用します。

当社の内部監査を担当する内部監査室は、子会社の内部監査を実施します。

⑦ **当社の監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制**

監査役が監査役会の運営事務その他の職務執行につき補助すべき使用人の設置を求めたときは、監査役と協議のうえ、使用人を置くものとします。

監査役を補助すべき使用人は、監査役会に所属し、取締役の指揮命令に服さないものとし、指揮命令権は監査役が有するものとします。

また、当該使用人の人事評価は監査役が行い、処遇、人事異動、懲戒処分等については監査役の同意を得て、それらの事項を決定することとします。

⑧ **当社の監査役への報告に関する体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制**

- ・ 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制

すべての取締役および使用人は、当社もしくは子会社各社に著しい損害を及ぼす事実やその恐れが発生、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続きなどに関する重大な欠陥や問題、法令違反や重大な不当行為などについて、監査役に報告を行います。

- ・ 当社の子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当該監査役に報告するための体制

内部監査室による当社および子会社に対する内部監査の情報が適切に監査役と共有される体制を整備します。

監査役が経営会議等に出席し、重要な情報について適時報告を受けられる体制を保持します。

また、「ヘルプライン制度」を設置することにより、グループ全体のコンプライアンス等に関する情報を一元管理するとともに、かかる情報が定期的に監査役に報告される体制を保持します。

「ファンケルグループ・ヘルプライン運用規程」により、公益通報者保護法の主旨に沿った体制を整備し、当該規程に基づく報告者その他当社監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱を受けないことを明確化します。

⑨ **当社の監査役の職務の遂行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項**

監査役の職務の遂行によって生じる費用および債務ならびにそれらの処理については、当該費用が当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、基本的に制限することなく円滑に行うことができる体制を整備します。

⑩ **その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役の監査に加え、「ＩＳＯ内部監査規程」に基づいたＩＳＯ内部監査員による監査活動、また「内部監査規程」に基づいた内部監査室による監査を、連動・協力して実施するものとし、各監査の結果および改善勧告に基づく改善状況の結果について監査役への報告を行うべきことを明確化します。

〔財務報告の信頼性を確保するための体制〕

金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制報告制度」の適用８年目となる当連結会計年度においても、「全社的な内部統制」の整備および運用状況の評価・改善を実施するとともに、当社の重要な事業拠点として株式会社ファンケル化粧品、株式会社ファンケルヘルスサイエンス、株式会社アテニア、株式会社ファンケル美健および当社の計５社を選定し、業務プロセスおよびＩＴ全般統制の整備・運用状況の評価・改善を実施し、グループとして財務報告の信頼性の確保に努めます。

また、子会社においては、当社の内部監査室および子会社を管理する各機能部門が定期的に監査、訪問することにより必要な是正を行うとともに、子会社においても内部統制の体制の整備に努めます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度におきましては、前記「業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施しており、その概要は以下のとおりであります。

① **基本方針**

当社は、創業理念、経営理念を根幹とし、経営層、役職者、階層別の研修にて理念の周知徹底を図っております。

② **当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する事項**

取締役の職務の執行に係る情報については、総務部が所管する「文書・記録管理規程」に基づき、各所管部門の責任の下、適切かつ確実に保存・管理しております。

③ **当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

損失の危機の管理に関しては、「危機管理規程」に則り、子会社を含むリスクの分析と対応およびリスク管理体制の検証を行い、体制の整備を行っております。

また、ＩＳＯ内部監査活動・内部監査室の各監査業務の結果については、必要に応じて、監査役に報告しております。

④ 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、当事業年度中に17回開催し、取締役13名（社外取締役1名含む）と監査役4名（社外監査役2名含む）で構成され、代表取締役社長執行役員が議長を務める体制で行っております。

各議案についての審議、業務執行の状況等についての監査を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保されております。

⑤ 当社の取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社では、「ファンケルグループ・コンプライアンス基準」を定め、励行しております。

コンプライアンスに関する相談・通報体制については、法務を担当する部門の責任者を窓口としておりますが、社外にも弁護士を窓口とする通報体制の整備を図っており、一層の強化に努めております。

また、研修会を継続的に実施し、取締役および使用人に対して、法令、規程等を遵守することの徹底を図っております。

⑥ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

コンプライアンスに係る社内規程とコンプライアンスの基本理念である「ファンケルグループ・コンプライアンス基準」を定め、当社および子会社の取締役および使用人への浸透を図るとともに、内部統制委員会の下に、「財務報告部会」「企業倫理部会」「情報セキュリティ部会」「IT統制部会」を設置しております。

全社的にリスク管理方針を定め、リスクを評価して対応を決定し、リスク管理体制を整備しております。

子会社各社において定例の取締役会を開催し、活発な意見交換および迅速な意思決定を行っております。また、子会社各社の重要案件の決定、重要な新規取引等については事前協議を十分に行い、「取締役会規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」「決裁基準規程」および「関係会社管理規程」に従い、適切に決裁されております。

⑦ 当社の監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

監査役は、監査役会の運営事務を行うにあたり、補助すべき使用人を置き、当該使用人は、監査役の指揮命令に基づき、職務執行しております。

⑧ 当社の監査役への報告に関する体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制

当社の取締役および使用人は、監査役の出席する取締役会・経営会議等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行っております。

また、法令等の違反行為や当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実について、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行っております。

当社の「ヘルプライン制度」の担当部署は、内部通報状況について、当社監査役に対して報告を行っております。

⑨ **当社の監査役職務の遂行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項**

監査役職務の遂行によって生じる費用および債務、ならびにそれらの処理については、制限することなく円滑に行っております。

⑩ **その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、ISO内部監査、内部監査室による監査での監査状況および改善状況を共有し、監査役が実施する監査を実効的に確保しております。

〔財務報告の信頼性を確保するための体制〕

財務報告に係る内部統制につきましては、金融商品取引法および関係法令ならびに東京証券取引所規則への適合性を確保するため、業務プロセスおよびIT全般統制の整備・運用状況の評価・改善を実施し、グループとして財務報告の信頼性の確保に努めております。

また、子会社においては、当社の内部監査室および子会社を管理する各機能部門が定期的に監査、訪問し、子会社においても内部統制の体制の整備に努めております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主の皆様に対する利益還元につきましては、経営の重要課題の一つと認識しており、利益還元の基本方針を次のとおり定めております。

配 当	配当性向を連結純利益の40%以上と定め、配当を実施
自己株式の取得	設備投資などの資金需要や株価の推移などを勘案し、資本効率の向上も目的として機動的に実施
自己株式の消却	発行済株式総数の概ね10%を超える自己株式は消却

なお、当社は、取締役会の決議により剰余金の配当を行うことができる旨および毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。また、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行う方針です。

上記の基本方針を踏まえ、当事業年度の期末配当金は、中間配当金と同様に1株につき17円とさせていただきます。この結果、当事業年度の年間の剰余金の配当は、昨年と同様に1株につき34円となりました。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させることを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、株式の大量の買付であっても、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社にとっては、お客様との強い絆の維持が当社の成長を支えており、また今後の成長を支え続けるものであります。ひいては、株主の皆様の利益に繋がるものであると確信しております。こうしたお客様との強い絆が当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社の企業価値および株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上する必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

イ 経営理念および経営の基本方針

当社は、以下の理念を経営の根幹とし、これを判断の拠り所としております。

- ・「もっと何かできるはず」
- ・「人間大好き企業」のファンケルグループは、世の中の「不」の解消を目指し、安心・安全・やさしさを追求します。
- ・常にお客様の視点に立ち、「お客様に喜んでいただくこと」をすべての基準とします。

こうした理念の下、常識にとらわれない感性と独創性をもって「不」の解消に挑戦し、無添加化粧品をはじめとして、新しい市場と価値を創造してまいりました。当社は「<美>と<健康>をテーマに『不』のつく事柄を解消する仕組みづくり」を経営の基本方針としており、これからも新しい「不」の解消ビジネスに積極的に取り組むことが企業価値を高め、ひいては株主の皆様の長期的な利益に繋がるものと考えております。

□ 企業価値の源泉

当社は、長期的・持続的な利益成長を図っていくためには、お客様基盤の強化が最重要課題であると認識しております。基盤の拡大を図るために、販売チャネルおよび取扱製品の拡充のほか、お客様に製品の新鮮さを訴えるための製造年月日表示の実施、留守でも製品を受け取れる「置き場所指定サービス」や返品・交換の無期限保証制度の導入など、お客様の目線に立って業務を推進してきております。

お客様視点に立ち、お客様が期待している以上の新しい価値を創造して提供し続けることにより、お客様との長期的な信頼関係が構築され、ひいては企業価値の向上に繋がるものと考えております。

ハ 中期経営計画に基づく取組み

平成27年5月に、平成27年度から平成29年度の中期経営計画を策定し、その実現に向けて取り組んでいます。

中期経営計画の詳細につきましては、8頁から10頁に記載の「2. 対処すべき課題」をご参照ください。

ニ コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、株主の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーから信頼される企業となるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題として位置づけ、企業倫理と遵法を徹底するとともに、リスク管理を含めた内部統制システムを整備し、経営の効率性、透明性を確保しております。

当社は、監査役制度を採用しております。監査役4名のうち2名は社外監査役であり、経営の意思決定に対する監査の実効性向上のため、取締役会をはじめ、経営会議などその他の重要な会議にも出席して適宜意見を述べているほか、経営トップとも定期的に意見交換の場を持ち、公正な経営監視体制をとっております。

また、経営の監督機能と業務執行の分離を図る目的で平成11年6月より執行役員制度を導入しております。平成16年6月には社長、専務、常務などの役付取締役を廃止し、執行役員にその役位名称を付すことといたしました。さらに、平成17年6月には、経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更いたしました。

取締役会は、取締役13名（うち社外取締役1名）で構成され、重要な業務執行その他法定事項についての決定を行うほか、当社および子会社の業務執行状況の報告を受け、監督を行っております。

経営会議は、取締役と執行役員で構成され、取締役会の決議事項などについて事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で経営の重要事項について審議しております。

なお、当企業集団は、迅速な意思決定と事業実行、事業ごとの専門性・自立性をより高めるため、平成26年4月1日をもって、当社の化粧品部門および健康食品部門を会社分割（簡易新設分割）し、持株会社体制へ移行いたしました。持株会社がグループ全体最適の視点で方針を示し、迅速に意思決定を行うことにより、グループガバナンス体制を一層強化しております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年5月14日開催の取締役会決議および平成25年6月15日開催の第33期定時株主総会において継続の承認をいただき、「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を更新しております。

本プランは、以下AないしCのいずれか、もしくはこれらに類似する行為またはこれらの提案を「大量買付行為」とし、また大量買付行為を行おうとする者を「買付者等」として、買付者等に対し、事前に当該大量買付行為に関する情報の提供を求め、当社が当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めております。

- A. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等
- B. 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- C. 上記AまたはBに掲げる各行為がなされたか否かにかかわらず、当社の特定株主グループが当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本Cにおいて同じとします。)との間で、当該他の株主が当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為(ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定グループに属するすべての株主と当該他の株主との株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り)。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく大量買付行為を行うなど、当社の企業価値および株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合には、当社は、これに対抗する措置として、当該買付者等および一定の関係者による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該買付者等および一定の関係者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。なお、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断について、当社取締役会または取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣からの独立性の高い者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。また、当社取締役会は、これに加え、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することがあります。

(4) 前記 (3) の取組みについての当社取締役会の判断およびその判断にかかる理由

本プランは、買付者等が基本方針に沿うものであるか否かを株主の皆様および当社取締役会が判断するにあたり、十分な情報提供と判断を行うに相当な期間を確保するために定めるものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されております。

また、本プランには、継続後の有効期間を3年間とするサンセット条項が付されているほか、当該有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。このため、本プランの継続および廃止は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

加えて、対抗措置として新株予約権を無償で割り当てるのは、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあると判断される場合等、合理的な客観的要件を充足する場合に限定されるとともに、その発行の是非の判断にあたっては、独立委員会の中立公正な判断を最大限尊重することとしており、当社取締役会の恣意的判断を排除しております。対抗措置として発行する新株予約権ならびにその行使条件についても、あらかじめその内容について開示を行うなど、企業価値向上および株主共同の利益確保に必要かつ相当な範囲内の対抗措置であると考えております。

さらに、独立委員会は、当社経営陣からの独立性の高い有識者3名により構成されており、かかる構成員による独立委員会を利用することにより、当社取締役会による本プランの恣意的な発動や株主利益に反する発動が回避されるものと確信しております。

以上より、当社取締役会は、前記 (3) の取組みは前記 (1) の基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでないとともに、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものでないと判断しております。

※ 本事業報告中の記載金額および株式数は表示単位未満を切捨て、比率については四捨五入としております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	46,317	流動負債	12,143
現金及び預金	18,034	支払手形及び買掛金	2,547
受取手形及び売掛金	9,997	リース債務	88
有価証券	8,006	未払金	4,980
商品及び製品	3,548	未払費用	637
仕掛品	26	未払法人税等	898
原材料及び貯蔵品	3,787	賞与引当金	1,074
繰延税金資産	1,352	ポイント引当金	1,507
その他	1,616	その他	410
貸倒引当金	△51	固定負債	1,984
固定資産	37,449	リース債務	81
有形固定資産	26,562	退職給付に係る負債	1,324
建物及び構築物	10,841	資産除去債務	385
機械装置及び運搬具	1,270	その他	193
工具、器具及び備品	1,109	負債合計	14,128
土地	11,951	純資産の部	
リース資産	158	株主資本	68,930
建設仮勘定	1,230	資本金	10,795
無形固定資産	2,639	資本剰余金	11,706
投資その他の資産	8,248	利益剰余金	50,134
投資有価証券	5,656	自己株式	△3,706
長期貸付金	300	その他の包括利益累計額	△20
敷金及び保証金	1,128	為替換算調整勘定	146
長期前払費用	153	退職給付に係る調整累計額	△166
繰延税金資産	850	新株予約権	729
その他	183		
貸倒引当金	△24	純資産合計	69,639
資産合計	83,767	負債純資産合計	83,767

連結損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		90,850
売上原価		26,972
売上総利益		63,878
販売費及び一般管理費		62,673
営業利益		1,204
営業外収益		
受取利息	10	
受取配当金	0	
受取賃貸料	104	
受取補償金	16	
受取事務手数料	34	
雑収入	146	312
営業外費用		
固定資産賃貸費用	34	
為替差損	29	
遊休資産費用	5	
雑損失	25	95
経常利益		1,421
特別利益		
固定資産売却益	0	
匿名組合投資利益	36	
新株予約権戻入益	3	40
特別損失		
固定資産除却損	24	
減損損失	124	
店舗閉鎖損失	46	
その他	15	210
税金等調整前当期純利益		1,252
法人税、住民税及び事業税	1,273	
法人税等調整額	△544	729
当期純利益		522
親会社株主に帰属する当期純利益		522

連結株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,795	11,706	51,468	△1,362	72,607
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△2,152	—	△2,152
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	522	—	522
自己株式の取得	—	—	—	△2,489	△2,489
自己株式の処分	—	—	△26	146	119
連結範囲の変動	—	—	322	—	322
連結範囲の変動に伴う 為替換算調整勘定 の増減	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△1,333	△2,343	△3,677
当期末残高	10,795	11,706	50,134	△3,706	68,930

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	—	27	27	579	73,214
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△2,152
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—	522
自己株式の取得	—	—	—	—	△2,489
自己株式の処分	—	—	—	—	119
連結範囲の変動	—	—	—	—	322
連結範囲の変動に伴う 為替換算調整勘定 の増減	146	—	146	—	146
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	0	△194	△194	149	△44
当期変動額合計	146	△194	△47	149	△3,574
当期末残高	146	△166	△20	729	69,639

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	29,189	流動負債	15,163
現金及び預金	8,239	買掛金	4,017
売掛金	7,466	リース債務	87
営業未収入金	837	未払金	5,216
有価証券	8,006	未払費用	381
商品及び製品	91	未払法人税等	585
原材料及び貯蔵品	244	未払消費税	71
前払費用	671	前受金	24
繰延税金資産	882	預り金	2,556
未収入金	2,723	前受収益	12
その他	67	賞与引当金	686
貸倒引当金	△40	ポイント引当金	1,507
		その他	17
固定資産	43,726	固定負債	1,116
有形固定資産	18,141	リース債務	81
建物	7,090	退職給付引当金	593
構築物	61	資産除去債務	335
機械及び装置	11	その他	106
車両運搬具	14		
工具、器具及び備品	973	負債合計	16,280
土地	8,614	純資産の部	
リース資産	157	株主資本	55,906
建設仮勘定	1,218	資本金	10,795
無形固定資産	2,615	資本剰余金	11,706
商標権	13	資本準備金	11,706
ソフトウェア	2,513	利益剰余金	37,111
ソフトウェア仮勘定	36	利益準備金	267
電話加入権	48	その他利益剰余金	36,844
その他	3	別途積立金	30,421
投資その他の資産	22,969	固定資産圧縮積立金	3
投資有価証券	5,414	繰越利益剰余金	6,418
関係会社株式	12,059	自己株式	△3,706
関係会社長期貸付金	4,731	新株予約権	729
長期前払費用	95		
前払年金費用	14		
繰延税金資産	566	純資産合計	56,636
敷金及び保証金	881	負債純資産合計	72,916
その他	149		
貸倒引当金	△943		
資産合計	72,916		

損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		62,065
売上原価		33,869
売上総利益		28,195
販売費及び一般管理費		27,566
営業利益		629
営業外収益		
受取利息	20	
受取配当金	0	
受取賃貸料	167	
受取事務手数料	15	
貸倒引当金戻入額	210	
雑収入	81	495
営業外費用		
支払利息	0	
固定資産賃貸費用	68	
為替差損	7	
雑損失	17	94
経常利益		1,031
特別利益		
新株予約権戻入益	3	
匿名組合投資利益	36	40
特別損失		
固定資産除却損	35	
減損損失	124	
店舗閉鎖損失	21	
関係会社株式評価損	1	
その他	5	188
税引前当期純利益		882
法人税、住民税及び事業税	658	
法人税等調整額	△166	492
当期純利益		390

株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					別途積立金	固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	10,795	11,706	11,706	267	30,421	4	8,206	38,899
当期変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△2,152	△2,152
当期純利益	—	—	—	—	—	—	390	390
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	△26	△26
固定資産圧縮積立金の 取崩	—	—	—	—	—	△0	0	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△0	△1,787	△1,788
当期末残高	10,795	11,706	11,706	267	30,421	3	6,418	37,111

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△1,362	60,038	579	60,618
当期変動額				
剰余金の配当	—	△2,152	—	△2,152
当期純利益	—	390	—	390
自己株式の取得	△2,489	△2,489	—	△2,489
自己株式の処分	146	119	—	119
固定資産圧縮積立金の 取崩	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	149	149
当期変動額合計	△2,343	△4,132	149	△3,982
当期末残高	△3,706	55,906	729	56,636

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

株式会社ファンケル
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 長 坂 隆 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 根 本 知 香 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ファンケルの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファンケル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

株式会社ファンケル
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 長坂 隆 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 根本 知香 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ファンケルの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、金融庁の行政処分を受け業務改善計画を提出したとの報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、当社の株主共同の利益を損なおうとするものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと認められ、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月17日

株式会社ファンケル 監査役会

常勤監査役	高 橋 誠一郎	㊟
常勤監査役	飯 田 順 二	㊟
社外監査役	小 関 勝 紀	㊟
社外監査役	高 野 利 雄	㊟

以 上

第1号議案 取締役15名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員が任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化および経営の監督機能の強化を図るため、社内の取締役を1名増員のうえ計13名とし、新任1名を含む計2名を社外取締役とする、取締役15名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

いけ もり けん じ
池 森 賢 二

(昭和12年6月1日生)

再任

■ 所有する当社株式の数： 5,709,680株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況：

昭和55年4月 化粧品事業を個人創業

昭和56年8月 当社設立代表取締役社長

平成15年6月 当社代表取締役会長

平成16年6月 当社取締役会長

平成17年6月 当社名誉会長

平成25年1月 当社名誉会長兼執行役員

平成25年4月 当社会長執行役員

平成25年6月 当社代表取締役会長執行役員（現任）

■ 取締役候補者とした理由等：

池森賢二氏は、当社の創業者であり、現在は代表取締役会長執行役員として、豊富な経験と実績に基づく強いリーダーシップと実行力により当社経営を牽引しております。また、ファンケルグループ創業理念「正義感を持って世の中の「不」を解消しよう」および経営理念「もっと何かできるはず」を当社の経営の「核」として貫き、経営の重要事項の決定および業務執行の監督の役割を果たしております。今後も、ファンケルグループの経営をリードし、持続的成長に繋げるべく、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

みやじま かず よし
宮島和美

(昭和25年1月28日生)

再任

■ 所有する当社株式の数： 52,504株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況：

平成13年 1月	当社入社	平成19年 3月	当社代表取締役社長執行役員
平成13年 6月	当社取締役社長室長	平成20年 6月	当社代表取締役会長執行役員
平成15年 4月	当社常務取締役社長室担当兼社長室長	平成25年 4月	当社代表取締役社長執行役員（現任）
平成16年 6月	当社取締役常務執行役員社長室担当兼社長室長		

■ 取締役候補者とした理由等：

宮島和美氏は、主に広報、秘書、IR関連の担当役員を歴任し、豊富な経験と知識を有しております。現在は代表取締役社長執行役員を務め、取締役会の議長として決議を執行し、会社の業務を統括しております。また、当社の経営全般に関する知見を有し、ファンケルグループ創業理念「正義感を持って世の中の「不」を解消しよう」および経営理念「もっと何かできるはず」を十分に理解して経営の重要事項の決定および業務執行の監督の役割を果たしており、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3

た た い つよし
田多井毅

(昭和15年2月29日生)

再任

■ 所有する当社株式の数： 68,344株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況：

平成 6年 3月	当社入社	平成19年 4月	当社入社 副社長執行役員商品・営業統括
平成 6年11月	当社常務取締役営業企画推進室長	平成19年 6月	当社代表取締役副社長執行役員商品・営業統括
平成13年 4月	当社代表取締役専務管掌役員兼営業戦略室長	平成21年 6月	当社代表取締役副社長執行役員退任
平成15年 1月	当社取締役	平成25年 1月	当社入社 副社長執行役員
平成15年 6月	当社取締役退任	平成25年 6月	当社代表取締役副社長執行役員（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社ファンケルヘルスサイエンス 代表取締役会長
株式会社アイフォーレ 代表取締役社長

■ 取締役候補者とした理由等：

田多井毅氏は、長年にわたり通信販売関連事業に携わり、発芽米・青汁事業の立ち上げの陣頭指揮を執り、事業を推進いたしました。栄養補助食品、青汁、発芽米関連事業の担当役員を歴任し、豊富な経験と知識を有しております。また、当社の経営全般に関する知見を有し、ファンケルグループ創業理念「正義感を持って世の中の「不」を解消しよう」および経営理念「もっと何かできるはず」を十分に理解して経営の重要事項の決定および業務執行の監督の役割を果たしており、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

4

やま おか み な こ
山岡美奈子

(昭和34年4月7日生)

再任

■ 所有する当社株式の数： 3,400株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況：

平成7年4月	当社入社	平成19年12月	当社執行役員化粧品カンパニー長
平成12年2月	当社営業本部営業企画室長	平成20年6月	当社取締役執行役員化粧品カンパニー長
平成13年4月	当社化粧品事業部副事業部長兼販売企画部長	平成25年3月	当社取締役専務執行役員ビューティカンパニー長
平成16年5月	当社第一営業本部通販営業部長	平成26年4月	当社取締役専務執行役員化粧品担当(現任)
平成19年4月	当社執行役員営業企画本部長		

(重要な兼職の状況)

株式会社ファンケル化粧品 代表取締役社長

■ 取締役候補者とした理由等：

山岡美奈子氏は、長年にわたり化粧品、通信販売関連事業に携わり、現在は無添加化粧品事業の拡大とブランドロイヤルティの向上を目指し、当社子会社株式会社ファンケル化粧品の代表取締役社長を務めております。また、ファンケルグループ創業理念「正義感を持って世の中の「不」を解消しよう」および経営理念「もっと何かできるはず」を十分に理解して経営の重要事項の決定および業務執行の監督の役割を果たしており、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

5

しま だ かず ゆき
島田和幸

(昭和30年12月20日生)

再任

■ 所有する当社株式の数： 5,600株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況：

平成15年7月	当社入社	平成19年6月	当社取締役執行役員経営戦略本部長兼経営企画部長
平成16年2月	当社経営戦略本部新規事業部長	平成22年5月	当社取締役執行役員管理本部長
平成18年4月	当社経営戦略本部経営企画部長兼新規事業部長	平成23年6月	当社取締役常務執行役員管理本部長
平成19年4月	当社執行役員経営戦略本部長兼経営企画部長	平成27年6月	当社取締役専務執行役員グループサポートセンター長(現任)

■ 取締役候補者とした理由等：

島田和幸氏は、主に経営企画、経理、総務、法務、人事、購買、情報システム、品質保証関連業務を統括し、グループ経営に幅広く携わるとともに、グループ各社が力を発揮できる環境の整備に努め、経営戦略の立案や情報システムの構造改革を推進しております。また、ファンケルグループ創業理念「正義感を持って世の中の「不」を解消しよう」および経営理念「もっと何かできるはず」を十分に理解して経営の重要事項の決定および業務執行の監督の役割を果たしており、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

6

やま ぐち とも ちか
山口友近

(昭和33年3月5日生)

再任

■ 所有する当社株式の数： 1,700株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況：

平成15年10月	当社入社	平成25年3月	当社執行役員店舗チャネル合同チームリーダー
平成15年12月	当社第二営業本部店舗企画部長	平成26年6月	当社取締役執行役員店舗チャネル合同チームリーダー
平成17年3月	当社執行役員通信販売営業本部長兼インターネット推進部長	平成27年7月	当社取締役執行役員店舗・流通担当店舗営業本部長（現任）
平成20年1月	株式会社アテナ取締役		

■ 取締役候補者とした理由等：

山口友近氏は、長年にわたり店舗販売、通信販売等の販売関連事業に携わり、現在は接客技術の向上や新規出店によるお客様満足の最大化およびエリアマーケティングの強化を第一に考え、店舗・卸販売関連事業を統括し、豊富な経験と知識を有しております。また、ファンケルグループ創業理念「正義感を持って世の中の「不」を解消しよう」および経営理念「もっと何かできるはず」を十分に理解して経営の重要事項の決定および業務執行の監督の役割を果たしており、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

7

つる さき とおる
鶴崎亨

(昭和35年11月21日生)

再任

■ 所有する当社株式の数： 3,700株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況：

平成17年2月	当社入社	平成22年6月	当社取締役執行役員事業・商品戦略本部長兼サプリメント事業部長
平成17年3月	当社マーケティング本部副本部長兼広告宣伝部長	平成25年3月	当社取締役執行役員海外事業カンパニー長
平成19年12月	当社営業・広告宣伝ユニット長	平成26年4月	当社取締役執行役員海外事業本部長（現任）
平成20年6月	当社執行役員営業・広告宣伝ユニット長		

(重要な兼職の状況)

FANCL ASIA (PTE) LTD Managing Director

■ 取締役候補者とした理由等：

鶴崎亨氏は、長年にわたり広告宣伝関連業務に携わり、事業・商品戦略関連の業務執行を経て、現在はアジア・アメリカを中心に海外関連事業を統括し、当社海外子会社FANCL ASIA (PTE) LTDの代表取締役社長も務めており、豊富な経験と知識を有しております。また、ファンケルグループ創業理念「正義感を持って世の中の「不」を解消しよう」および経営理念「もっと何かできるはず」を十分に理解して経営の重要事項の決定および業務執行の監督の役割を果たしており、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

8

すみ だ やす し
炭田康史

(昭和38年12月17日生)

再任

■ 所有する当社株式の数： 3,700株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況：

平成17年 5月	当社入社	平成25年 6月	当社取締役執行役員総合研究所長 (現任)
平成17年 7月	当社中央研究所化粧品開発部長		
平成20年 6月	当社執行役員総合研究所長兼化粧品 研究所長		

■ 取締役候補者とした理由等：

炭田康史氏は、長年にわたり、化粧品の基礎研究から製品開発を含む様々な分野の研究開発関連業務に携わり、現在は総合研究所長としてグループ全体の研究開発関連業務を統括し、豊富な経験と知識を有しております。また、ファンケルグループ創業理念「正義感を持って世の中の「不」を解消しよう」および経営理念「もっと何かできるはず」を十分に理解して経営の重要事項の決定および業務執行の監督の役割を果たしており、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

9

ほ さか よし ひさ
保坂嘉久

(昭和39年3月18日生)

再任

■ 所有する当社株式の数： 2,700株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況：

平成17年 6月	当社入社	平成22年 6月	当社執行役員営業本部通信販売事業 部長
平成17年 7月	当社通信販売営業本部インターネッ ト推進部長	平成25年 6月	当社取締役執行役員ビューティカン パニー副カンパニー長兼ネット営業 本部長
平成19年12月	当社化粧品カンパニーネット営業部長	平成27年 7月	当社取締役執行役員ネット営業本部 長 (現任)
平成21年 4月	当社ネット営業ユニット長		

■ 取締役候補者とした理由等：

保坂嘉久氏は、長年にわたり通信販売、インターネット販売関連事業に携わり、現在は日々進化するインターネットの世界において、お客様の利便性の向上を第一に考え、インターネット販売関連事業を統括し、豊富な経験と知識を有しております。また、ファンケルグループ創業理念「正義感を持って世の中の「不」を解消しよう」および経営理念「もっと何かできるはず」を十分に理解して経営の重要事項の決定および業務執行の監督の役割を果たしており、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

10

あお と ひろ みち
青 砥 弘 道

(昭和46年1月28日生)

新任

■ 所有する当社株式の数： 2,200株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況：

平成7年4月 キリンビール株式会社入社

平成12年4月 当社入社

平成13年4月 当社発芽食品開発室長

平成18年5月 株式会社ファンケル発芽玄米代表取締役社長

平成22年5月 当社総合研究所予防医療研究センター長

平成26年6月 株式会社ファンケルヘルスサイエンス戦略推進本部長

平成27年8月 株式会社ファンケルヘルスサイエンス代表取締役社長（現任）

■ 取締役候補者とした理由等：

青砥弘道氏は、長年にわたり発芽米および予防医療事業の研究開発関連業務に携わり、現在は当社子会社株式会社ファンケルヘルスサイエンスの代表取締役社長を務め、栄養補助食品、発芽米、青汁関連事業を統括し、豊富な経験と知識を有しております。また、ファンケルグループ創業理念「正義感を持って世の中の「不」を解消しよう」および経営理念「もっと何かできるはず」を十分に理解し、当社グループのさらなる発展に貢献することを期待できると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

11

やなぎ さわ あき ひろ
柳 澤 昭 弘

(昭和33年4月16日生)

再任

■ 所有する当社株式の数： 7,624株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況：

平成5年9月 当社入社

平成12年2月 当社化粧品統括部千葉工場長

平成13年9月 当社化粧品事業部長

平成15年4月 当社管理本部品質保証部長

平成16年2月 株式会社ファンケル美健統括本部長

平成16年7月 株式会社ファンケル美健統括本部滋賀工場長

平成22年6月 当社取締役（現任）

(重要な兼職の状況)

株式会社ファンケル美健 代表取締役社長

ニコスタービューテック株式会社 代表取締役社長

■ 取締役候補者とした理由等：

柳澤昭弘氏は、長年にわたり化粧品・栄養補助食品の生産関連業務に携わり、現在は製造機能を担う当社子会社株式会社ファンケル美健およびニコスタービューテック株式会社の代表取締役社長として、安心・安全な製品の製造および生産性の向上を目指しております。また、ファンケルグループ創業理念「正義感を持って世の中の「不」を解消しよう」および経営理念「もっと何かできるはず」を十分に理解して経営の重要事項の決定および業務執行の監督の役割を果たしており、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

12

す が ま けん いち
須 釜 憲 一

(昭和38年1月26日生)

再任

■ 所有する当社株式の数： 4,920株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況：

平成2年8月	当社入社	平成17年6月	当社取締役退任
平成9年4月	当社店舗販売事業部長	平成19年4月	当社入社 執行役員店舗営業本部長
平成14年6月	当社執行役員人事部長	平成19年6月	当社取締役執行役員店舗営業本部長
平成15年6月	当社取締役経営戦略担当兼人事部長	平成22年5月	当社取締役執行役員営業本部長兼海外営業推進部長
平成16年6月	当社取締役執行役員化粧品本部長	平成25年3月	当社取締役（現任）

(重要な兼職の状況)

株式会社アテナ 代表取締役社長

■ 取締役候補者とした理由等：

須釜憲一氏は、主に店舗販売、化粧品、海外関連事業等多岐にわたる業務に携わり、豊富な経験と知識を有しております。現在は当社子会社株式会社アテナの代表取締役社長を務め、アテナ創業の原点に回帰し、「一流ブランドの品質を1/3価格で提供することに挑戦し続けます。」というアテナ宣言に基づいた事業展開を推進しております。また、ファンケルグループ創業理念「正義感を持って世の中の「不」を解消しよう」および経営理念「もっと何かできるはず」を十分に理解して経営の重要事項の決定および業務執行の監督の役割を果たしており、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

13

いの また げん
猪 俣 元

(昭和35年8月14日生)

再任

■ 所有する当社株式の数： 540株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況：

平成6年4月	当社入社	平成25年6月	当社取締役（現任）
平成8年4月	ファンケル米国駐在員事務所長		
平成9年7月	FANCL INTERNATIONAL,INC. Executive Vice President		

(重要な兼職の状況)

FANCL INTERNATIONAL,INC. President and CEO
boscia,LLC President

■ 取締役候補者とした理由等：

猪俣元氏は、当社海外子会社FANCL INTERNATIONAL,INC.およびboscia,LLCの代表取締役社長を務め、米国で展開する化粧品ブランド「boscia」の地位確立を着実に遂行しております。また、ファンケルグループ創業理念「正義感を持って世の中の「不」を解消しよう」および経営理念「もっと何かできるはず」を十分に理解して経営の重要事項の決定および業務執行の監督の役割を果たしており、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

14

いけ だ のり と
池田憲人

(昭和22年12月9日生)

再任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当社株式の数： 1,900株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況：

平成13年4月 株式会社横浜銀行代表取締役
(CFO最高財務責任者)

平成15年12月 株式会社足利銀行取締役頭取
(代表取締役)

平成14年4月 株式会社横浜銀行代表取締役
(CPO最高人事責任者)

平成21年6月 当社取締役 (現任)

平成15年6月 株式会社横浜銀行取締役兼横浜キャ
ピタル株式会社代表取締役会長

平成24年2月 株式会社東日本大震災事業者再生支
援機構代表取締役社長

(重要な兼職の状況)

株式会社ゆうちょ銀行 代表執行役社長

■ 社外取締役候補者とした理由等：

池田憲人氏は、社外取締役候補者であります。同氏につきましては、長年にわたり金融機関の取締役を務め、経営者としての豊富な経験と高い見識を現在も取締役会による経営監督に活かしていただいております。引き続き社外取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

15

こ せき かつ のり
小関勝紀

(昭和23年2月7日生)

新任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当社株式の数： 51,960株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況：

昭和59年1月 株式会社ファンケル美研 (現株式
会社ファンケル) 監査役

平成8年4月 当社監査役 (現任)

昭和61年6月 東京地方税理士会登録

平成元年11月 小関勝紀税理士事務所設立 (現任)

(重要な兼職の状況)

小関勝紀税理士事務所 所長

■ 社外取締役候補者とした理由等：

小関勝紀氏は、社外取締役候補者であります。同氏につきましては、当社の社外監査役在任期間において、税理士としての、会計分野に関する専門知識と経験を活かし、その職務を適切に遂行していただいております。また、同氏は監査を通じて当社の業務内容に精通していることから、今後は、その豊富な知識と経験を当社の経営監督に活かしていただくため、社外取締役候補者としていたしました。

-
- (注) 1. 各候補者と当社の間、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 独立役員について
池田憲人、小関勝紀の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出をしており、本定時株主総会における選任後、再度独立役員に指定する予定であります。
- (2) 社外役員在任期間について
- ①池田憲人氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって7年となります。
- ②小関勝紀氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって20年となります。なお、同氏は、本定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任いたします。
- (3) 責任限定契約について
当社は、池田憲人氏および小関勝紀氏と、会社法第423条第1項に関する責任について、損害賠償責任の限度額を1百万円または法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約をそれぞれ締結しております。また、本定時株主総会における選任後、当該契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役高橋誠一郎氏の任期が満了し、小関勝紀氏が辞任いたしますので、補欠としての1名を含む2名の監査役の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者の関常芳氏は、退任監査役小関勝紀氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は当社定款の定めにより、前任者の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

たか はし せい いち ろう
高橋誠一郎

(昭和28年4月24日生)

再任

■ 所有する当社株式の数： 3,500株

■ 略歴、地位および重要な兼職の状況：

平成16年3月 当社入社

平成22年5月 当社管理本部副本部長兼法務部長

平成17年9月 当社管理本部コンプライアンス法務
部長

平成24年6月 当社監査役（現任）

平成19年12月 当社統制・品質保証ユニット長

■ 監査役候補者とした理由等：

高橋誠一郎氏は、長年にわたり法務業務に携わり、法律分野に関する専門知識と経験を活かし、当社の監査役としての職務を適切に遂行しております。また、常勤監査役として、社内情報の収集および監査の環境整備に積極的に努め、内部統制システムの構築・運用の状況等を日常的に監視・検証しており、引き続き監査役候補者といたしました。

候補者
番号

2

せき つね よし
関 常 芳

(昭和33年1月3日生)

新任

社外監査役

独立役員

■ 所有する当社株式の数： 一 株

■ 略歴、地位および重要な兼職の状況：

昭和58年9月	青山監査法人（現PwCあらた監査法人）入所	平成9年6月	株式会社サンセキ常務取締役
平成2年3月	公認会計士登録	平成15年6月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）パートナー
平成7年8月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所	平成26年7月	関常芳公認会計士事務所設立（現任）
平成8年6月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）パートナー		

(重要な兼職の状況)

関常芳公認会計士事務所 所長
株式会社K&Sコンサルティング 代表取締役社長
日本コンセプト株式会社 社外取締役

■ 社外監査役候補者とした理由等：

関常芳氏は、社外監査役候補者であります。同氏につきましては、公認会計士の資格を有し、長年にわたり監査法人の業務に携わったことにより会計分野に関する豊富な経験と知見を有しており、専門的な見地から社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社の間、特別の利害関係はありません。
2. 社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 独立役員について
関常芳氏の選任が承認された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。
 - (2) 責任限定契約について
関常芳氏の選任が承認された場合は、会社法第423条第1項に関する責任について、損害賠償責任の限度額を1百万円または法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、平成22年6月19日開催の当社第30期定時株主総会において、「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の導入について株主の皆様のご承認をいただきました。その後、平成25年6月15日開催の当社第33期定時株主総会において、所要の変更を行った上で、買収防衛策の継続について株主の皆様のご承認をいただきました。（以下「旧プラン」といいます。）

旧プランの有効期間は、本定時株主総会終結時までとされており。当社は、平成28年5月17日開催の取締役会において、株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、以下のとおり、旧プランに所要の変更を行い、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を継続することを決定いたしました（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます。）。

本議案において、株主の皆様にご本プランを継続すること、及び下記3.「本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）」の要領で新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任していただくことのご承認をお願いするものであります。

なお、上記取締役会においては、本プランの継続につき取締役の全員一致で承認可決がなされるとともに、当社社外監査役2名を含む当社監査役全員が出席し、本プランが適正に運用されることを条件に異議がない旨の意見が表明されています。

本プランは、本定時株主総会において上記承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとし、旧プランはそれを条件に廃止するものとします。

本日現在、当社が特定の第三者から当社株式等の大量買付行為（下記3.（2）「本プランに係る手続」（a）に定義されます。以下、同じとします。）を行う旨の提案を受けている事案はございません。

なお、本プランの買収防衛策としてのスキーム自体には、旧プランから変更はありません。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させることを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、株式の大量の買付であっても、当社の企業価値及び株主の皆様のご共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は最終的には株主の皆様のご総意に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様にご株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するた

めの十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社にとっては、お客様との強い絆の維持が当社の成長を支えており、また今後の成長を支え続けるものがあります。ひいては、株主の皆様の利益に繋がるものであると確信しております。こうしたお客様との強い絆が当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社の企業価値及び株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上する必要があると考えております。

2. 本プランの目的及び必要性

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記1.に記載した基本方針に沿って継続されるものです。

当社は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。当社では、専門家とも協議の上慎重な検討を重ねた結果、個人投資家をはじめとする当社株主の皆様の利益を確保するために、当社株式に対する大量買付が行われる場合に、買付者及び買付提案者に対して事前に当該大量買付に関する情報提供を求め、これにより買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とするための枠組みとして、本プランの継続が必要不可欠であると判断いたしました。

なお、平成28年3月31日現在の当社の大株主の状況につきましては、別紙3に記載のとおりであり、当社役員及びその関係者によって当社の発行済株式総数の約37%が保有されております。しかし、当社は上場会社であることから、株主の皆様の自由な意思に基づく取引等により当社株式が転々譲渡されることはもちろんのこと、当社の株主の分布状況は個人株主（個人株主は、保有株式数において当社発行済株式総数の49.46%、株主数において全株主数の99.37%にも及んでいます。）を中心に広範にわたっており、その各々の事情に基づき当社株式の譲渡その他の処分によってその保有株式が散逸していく可能性は否定できず、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に反する株式の大量買付行為がなされる可能性が存するものと考えております。

そこで、当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みが引き続き必要不可欠であると判断し、旧プランの内容を一部変更したうえで、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、これを継続することといたしました。

3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 本プランの概要

(a) 本プランに係る手続の設定

本プランは、当社の株式の大量買付行為が行われる場合に、かかる大量買付行為を行おうとする者（下記(2)(a)に定める「買付者等」をいいます。）に対し、事前に当該大量買付行為に関する情報の提供を求め、当社が当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様にご当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています。

(b) 新株予約権無償割当てと独立委員会の利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく大量買付行為を行うなど、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合には、当社は、これに対抗する措置（以下「対抗措置」といいます。）として、当該買付者等及び一定の関係者（下記(4)(g)に定める「非適格者」をいいます。以下、同じとします。）による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該非適格者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点のすべての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割り当てます。なお、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、当社取締役会又は取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則（その概要については別紙1ご参照）に従い、当社経営陣からの独立性の高い者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の判断を経るとともに、株主の皆様へ適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プランの継続時において予定される独立委員会の委員の氏名及び略歴は、別紙2のとおりです（独立委員会の委員の選任基準、決議要件及び決議事項については別紙1をご参照ください。）。また、当社取締役会は、これに加え、本プラン所定の場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様のご意思を確認することがあります。

当社経営陣からの独立性の高い有識者により構成される独立委員会を利用することにより、当社取締役会による本プランの恣意的な発動や株主利益に反する発動が回避されるものと確信しております。

(c) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、非適格者以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、非適格者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該非適格者の有する当社株式の議決権割合は最大で約50%まで希釈化される可能性があります¹。

1 かかる希釈化率は、本新株予約権1個の目的である株式の数を最大値である1株とした場合を前提としたものであり、本新株予約権1個の目的である株式の数がこれより小さい場合には、より小さい値となることがあります。

(2) 本プランに係る手続

(a) 本プランの対象となる大量買付行為

本プランは、次の①ないし③のいずれかもしくはこれらに類似する行為又はこれらの提案²（以下「大量買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします（ただし、予め当社取締役会が同意した大量買付行為は、本プランの適用対象からは除外いたします。）。大量買付行為を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

- ① 当社が発行者である株券等³について、保有者⁴の株券等保有割合⁵が20%以上となる買付等
- ② 当社が発行者である株券等⁶について、公開買付け⁷を行う者の株券等所有割合⁸及びその特別関係者⁹の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- ③ 上記①又は②に掲げる各行為がなされたか否かにかかわらず、当社の特定株主グループ¹⁰が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本③において同じとします。）との間で、当該他の株主が当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係¹¹を樹立する行為¹²（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定グループに属するすべての株主と当該他の株主との株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限りません。）

- 2 「提案」は第三者に対する勧誘行為を含みます。
- 3 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される「株券等」を意味します。本書において別段の定めがない限り同じとします。
- 4 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）を含みます。本書において同じとします。
- 5 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される「株券等保有割合」を意味します。この場合、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に定義される「保有株券等の数」を意味します。）も計算上考慮されるものとします。本書において同じとします。
- 6 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される「株券等」を意味します。
- 7 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される「公開買付け」を意味します。本書において同じとします。
- 8 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される「株券等所有割合」を意味します。本書において同じとします。
- 9 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される「特別関係者」（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）を意味します。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。
- 10 特定株主グループとは、(i)当社の株主、及びその共同保有者又は特別関係者、ならびに(ii)上記(i)の者の関係者（契約金融機関等のほか、上記(i)の者と実質的利害を共通している者、上記(i)の者の弁護士、会計士その他のアドバイザー、及びこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に認定した者を含みます。）を併せたグループをいいます。
- 11 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
- 12 上記③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に従って行うものとします。なお、当社取締役会は、上記③の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、大量買付行為の実施に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手續を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらを併せて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている大量買付行為の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日（初日不算入）以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等には、株主の皆様の判断及び独立委員会の評価検討のために必要かつ十分な情報として、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。当社取締役会及び独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接又は間接に、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる本必要情報を追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者¹³、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ② 当該大量買付行為の目的、方法及び内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性に関する情報等を含みます。）
- ③ 当該大量買付行為の対価の価額の算定根拠の詳細
- ④ 当該大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑤ 当該大量買付行為が実行された後の当社及び当社企業グループ（以下「当社グループ」といいます。）の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 当該大量買付行為が実行された後における当社の株主、当社グループの従業員、取引先、顧客等に対する対応方針
- ⑦ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

13 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

(d) 大量買付行為の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上という観点から、買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対して、適宜回答期限（当社グループの事業規模、事業の性格、株主構成等に鑑み、原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の大量買付行為の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記①記載のとおり情報の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報等（追加的に提供を要求したのものも含まれます。）を受領した後、必要な情報が十分に提供されたと判断し、その旨を当社取締役会に伝えた日から、原則として最長60日間（ただし、独立委員会の判断により、下記(e)③に記載の手續に従い、当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとします。）（以下「検討期間」といいます。）が経過するまでの間、買付者等の大量買付行為の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保及び向上という観点から当該大量買付行為の内容を改善させるために必要であれば、検討期間において、直接又は当社取締役会を通して間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、また、当社取締役会に代替案等の株主等に対する提示等を要求するものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

③ 情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実、検討期間が開始した事実につきましては、速やかに情報開示を行います。また、当社取締役会が独立委員会に大量買付行為に対する意見もしくは代替案を提示した事実又は本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、東京証券取引所の有価証券上場規程を遵守して情報開示を行います。

(e) 独立委員会による勧告等の手續

独立委員会は、買付者等が現れた場合、以下の手續に従い、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①から③に定める勧告その他の決議をした場合その他独立委員会が適切と考える場合には、当社は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項（検討期間を延長する場合にはその期間及び理由を含みます。）について、速やかに情報開

示を行います。

① 独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等による当該大量買付行為の内容の検討の結果、買付者等による当該大量買付行為が下記(3)「対抗措置発動の要件」に定める要件（以下「対抗措置発動要件」といいます。）のいずれかに該当した場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、対抗措置として本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。なお、本プランにおける対抗措置としては上記及び以下のとおり本新株予約権の無償割当てを想定していますが、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を実施することが相当と判断される場合には、当該その他の対抗措置を実施する旨の勧告がなされることもあります（以下、対抗措置に関する記載内容につき同様です。）。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、(I)本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、(II)本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。）の前日までの間は、本新株予約権を無償にて取得する旨の、新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 当該勧告後、買付者等が大量買付行為を撤回した場合、その他大量買付行為が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による大量買付行為が対抗措置発動要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でなくなった場合

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うに際し、大量買付行為が本プランに定める手続を遵守しているか否か、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する程度、株主総会を開催する時間的猶予等の諸事情を勘案した上、独立委員会が対抗措置発動の判断をすることが困難な場合等において、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すこともできるものとします。

② 独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等による当該大量買付行為の内容の検討等の結果、買付者等による当該大量買付行為が対抗措置発動要件のいずれにも該当しないと判断した場合、又は対抗措置発動要件に該当するが対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合には、検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による大量買付行為が対抗措置発動要件のいずれかを充足することとなった場合には、本新株予約権の無償割当ての勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会が検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の検討期間の満了時まで、買付者等による当該大量買付行為の内容の評価に

時間を要するなど合理的な理由により本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合、独立委員会は、当該買付者等の大量買付行為の内容の検討・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、検討期間を30日間を上限として延長する旨の決議を行うことができます。

上記決議により検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に上記①又は②の勧告を行うよう最大限努めるものとし、

(f) 取締役会の決議・株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、独立委員会の上記(e)の手続に従い行われる勧告を検討の上、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置としての本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとし、当社取締役会は、上記決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

ただし、(i)独立委員会が対抗措置発動の判断をすることが困難な場合等において、独立委員会が株主総会の承認を得るべき旨の留保を付したとき、又は(ii)当該大量買付行為につき、下記(3)「対抗措置発動の要件」(b)ないし(e)への該当性が問題となる場合において、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上、善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断するときは、当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施に際して、実務上可能な限り速やかに株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認するものとし、(ただし、上記(i)において実務上株主総会の開催が著しく困難な場合はこの限りではありません。)

買付者等は、本プランによる手続の開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、又は株主意思確認総会が開催される場合には株主意思確認総会において新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決されるまでの間、大量買付行為を実施してはならないものとし、

(3) 対抗措置発動の要件

買付者等による当該大量買付行為が以下のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると認められる場合、上記(2)「本プランに係る手続」(f)に従い、対抗措置として本新株予約権の無償割当てが実施されることとなります。なお、上記(2)「本プランに係る手続」(e)に記載のとおり、対抗措置を発動することが相当か否かについては、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

(a) 本プランに定める手続を遵守しない大量買付行為である場合

(b) 以下の行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあると判断される場合

- ① 株券等を買い占め、その株券等について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
 - (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に当社の株式の売却を事実上強要するおそれのある大量買付行為であると判断される場合
 - (d) 当該大量買付行為の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実行の可能性、大量買付行為の後の経営方針・事業計画等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不相当であると判断される場合
 - (e) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の株主、従業員、顧客、取引先等との関係その他当社の企業価値の源泉を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす大量買付行為であると判断される場合
- (4) 本新株予約権の無償割当ての概要
- 本プランに基づく対抗措置として行われる本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。
- (a) 本新株予約権の数
本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。
 - (b) 割当対象株主
割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、原則としてその有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権を割り当てます。
 - (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。
 - (d) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の総数は、割当期日における当社発行可能株式総数から当社発行済株式（ただし、当社の所有する当社株式を除きます。）の総数を減じた株式数を上限とします¹⁴。また、本新株予約権1個の目的である株式¹⁵の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り原則として1株¹⁶とします。なお、当社は、本新株予約権の行使がなされた場合に、当該本新株予約権の新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、適用法令に従い端数の処理を行います。

14 本プラン継続決定時の当社の発行可能株式総数は233,838,000株、発行済株式総数は65,176,600株（平成28年5月17日時点）です。

15 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により交付される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。

16 当社が株式分割又は株式併合などを行った場合には、適宜適切な調整を行います。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めたる日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とします。ただし、下記(i)②に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者¹⁷、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者¹⁸、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者¹⁹（以下(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができないものとします。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができないものとします（ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として、下記(i)のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

- 17 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。
- 18 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等の開始の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。
- 19 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、すべての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のものすべてを取得し、これと引換えに、原則として本新株予約権1個につき対象株式数²⁰の当社株式を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日において、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前営業日までに未行使のものすべてを取得し、これと引換えに、原則として本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

(a) 本プランの有効期間

本プランは、本定時株主総会において、本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとし、その有効期間は、本定時株主総会において本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案が可決された時から、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとします。

(b) 本プランの廃止及び変更

上記(a)に定める有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は②当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

20 当社は、対象株式数が1株未満である場合には、適用法令に従い、適切な端数の処理を行うことを予定しており、その場合、本新株予約権1個につき交付される当社株式等の数が対象株式数とは異なることがあります。

4. 本プランが当社の株主の共同利益を損なうものでなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されているものです。

(2) 株主共同の利益の確保及び向上の目的

本プランは、上記2.「本プランの目的及び必要性」に記載したとおり、当社株式に対する大量買付行為が行われる際、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

上記3. (5)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランの有効期間は、本定時株主総会において本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案が可決された時から、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとし、当該定時株主総会において議案として諮り、株主の承認が得られた場合に限り、当該有効期間をさらに延長することが予定されており、株主の皆様のご意思が反映されることになっております。また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの継続及び廃止は、当社株主の皆様のご意思に基づくこととなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会又は取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、対抗措置の発動及び中止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しております。

実際に買付者等が出現した場合には、上記3. (2)「本プランに係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主の共同利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を検討の上、当該判断を最大限尊重して、対抗措置としての本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会又は取締役の恣意的な判断を防止するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値及び株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置は、上記3. (2)(e)「独立委員会による勧告等の手続」及び3. (3)「対抗措置発動の要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものです。

(6) 第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3. (5)の「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、買付者等が当社の株券等を大量に買い付けた場合、株主総会決議又は買付者等が指名し、株主総会で選任された取締役を構成員とする取締役会決議により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

5. 株主の皆様等への影響

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの継続時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様にご直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込その他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(b)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化さ

れることとなります。ただし、当社は、上記3.(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(i)に従い、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の取手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、原則として保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

また、本新株予約権の行使や当社による本新株予約権の取得により交付される当社株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当社は、適用法令に従い金銭処理を行うことがあります。この場合にも、株主の皆様は保有する当社株式の希釈化が生じる可能性があります、原則として経済的な希釈化は生じません。

なお、当社は、新株予約権無償割当て決議がなされた後においても、例えば、買付者等が大量買付行為を撤回した等の事情により、本新株予約権に係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日までにおいては本新株予約権すべてについてこれを無償で取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な取手続

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に本新株予約権が無償にて割り当てられ、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、ならびに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるもの）とします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、権利行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権の行使に際して出資されるべき財産の価額を払込取扱場所に払い込むことにより、原則として、本新株予約権1個につき1株の当社株式が交付されることとなります。なお、本新株予約権を行使した者に交付する当社株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、行使期間開始日までに株式分割などの方法により予め調整を行ったり、又は、適用法令に従い金銭処理を行うことなどもあります。

(c) 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに

当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。なお、交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、適用法令に従い金銭処理を行うことがあります。また、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以 上

独立委員会規則の概要

1. (独立委員会の設置)

独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。

2. (独立委員会の委員の選任)

独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役又は(iii)有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する当該有識者の当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。

3. (独立委員会の委員の任期)

独立委員会の委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

4. (独立委員会の招集)

独立委員会の各委員は、買付者等が出現した場合、その他いつでも独立委員会を招集することができる。

5. (決議要件)

独立委員会の決議は、独立委員会の委員のうち3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行う。

6. (決議事項及び責任)

独立委員会は、本プラン及び本規則に定める独立委員会の職務を行う。また、独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容及び理由を記載した書面を提出することにより当社取締役会に対して勧告する。独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
- ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
- ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

7. (情報の収集等)

- ① 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書及び提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に本必要情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の大量買付行為の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
- ② 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ③ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員略歴

本プラン継続時の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

高野 利雄（たかの としお）

【略歴】

昭和43年 4月 札幌地方検察庁検事
 昭和62年 3月 東京地方検察庁特別捜査部副部長
 平成 5年 4月 東京地方検察庁刑事部長
 平成 6年12月 最高検察庁検事
 平成 7年 7月 甲府地方検察庁検事正
 平成11年12月 最高検察庁刑事部長
 平成12年11月 東京地方検察庁検事正
 平成13年11月 仙台高等検察庁検事長
 平成16年 1月 名古屋高等検察庁検事長
 平成17年 4月 弁護士登録、財団法人国際研修協力機構理事長
 平成18年 2月 高野法律事務所開設
 平成19年 5月 放送倫理・番組向上機構（BPO）顧問
 平成19年 7月 年金記録確認中央第三者委員会委員長代理
 平成23年 7月 年金記録確認中央第三者委員会委員長
 平成28年 3月 公益財団法人日本相撲協会外部理事（現任）

高野利雄氏は、当社の社外監査役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

岩崎 二郎（いわさき じろう）

【略歴】

昭和49年 4月 TDK株式会社入社
 平成 元年 3月 TDKマレーシア社長就任
 平成 4年 6月 TDK株式会社経営企画室長就任
 平成 8年 6月 同社取締役人事教育部長就任
 平成10年 6月 同社常務取締役記録メディア事業本部長就任
 平成13年10月 同社常務取締役アドミニストレーショングループゼネラル・マネージャー就任
 平成18年 6月 同社取締役専務執行役員就任
 平成20年 3月 GCAサヴィアングループ株式会社（現GCAサヴィアン株式会社）設立 監査役就任
 平成20年10月 JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社取締役就任
 平成21年 6月 同社取締役執行役員常務コーポレート戦略部長就任
 平成23年 3月 SBSホールディングス株式会社監査役就任
 平成23年 4月 帝京大学経済学部経営学科教授就任
 平成27年 3月 SBSホールディングス株式会社取締役就任（現任）
 平成27年 4月 GCAサヴィアン株式会社常勤監査役就任
 平成28年 3月 GCAサヴィアン株式会社取締役（常勤監査等委員）就任（現任）

同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

中久保 満昭（なかくぼ みつあき）

【略歴】

平成7年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
平成7年4月 あさひ法律事務所入所
平成13年4月 あさひ法律事務所パートナー
平成14年10月 あさひ・狛法律事務所パートナー
平成16年4月 第二東京弁護士会司法修習委員会副委員長
～平成18年3月
平成17年6月 ペンタックス株式会社買収防衛策導入に伴う独立委員会委員
～平成19年8月
平成19年4月 あさひ法律事務所パートナー（現任）
平成19年6月 株式会社ジーエス・ユアサ・コーポレーション
買収防衛策導入に伴う企業価値評価委員会委員（現任）
平成20年4月 第二東京弁護士会常議員
～平成21年3月
平成24年4月 独立行政法人国際協力機構（JICA）契約監視委員会委員（現任）
平成27年6月 日機装株式会社社外監査役（現任）

同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

以上

当社株主の状況（平成28年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数

普通株式233,838,000株（単元株式数100株）

2. 発行済株式の総数

普通株式65,176,600株

3. 株主数

92,605名

4. 所有者別状況

所有者区分	株主数（名）	所有株式数（株）	所有株式割合（%）
金融機関	28	8,624,900	13.23
金融商品取引業者	26	296,164	0.45
その他の法人	295	11,652,204	17.88
外国法人等	230	9,813,168	15.06
個人・その他	92,025	32,236,787	49.46
自己名義株式	1	2,553,377	3.92
合計	92,605	65,176,600	100.00

5. 大株主の状況

株主名	所有株式数（株）	所有株式割合（%）
株式会社 ケイ アイ	8,507,500	13.05
池 森 賢 二	5,709,680	8.76
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - HONG KONG PRIVATE BANKING DIVISION-CMC HOLDINGS LTD	4,586,300	7.04
株式会社 ファ ン ケ ル	2,553,377	3.92
株式会社 ピ ロ ー ズ	2,422,000	3.72
池 森 政 治	1,926,292	2.96
宮 島 明 子	1,838,532	2.82
宮 島 弘 光	1,797,260	2.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,734,300	2.66
池 森 行 夫	1,376,780	2.11

以上

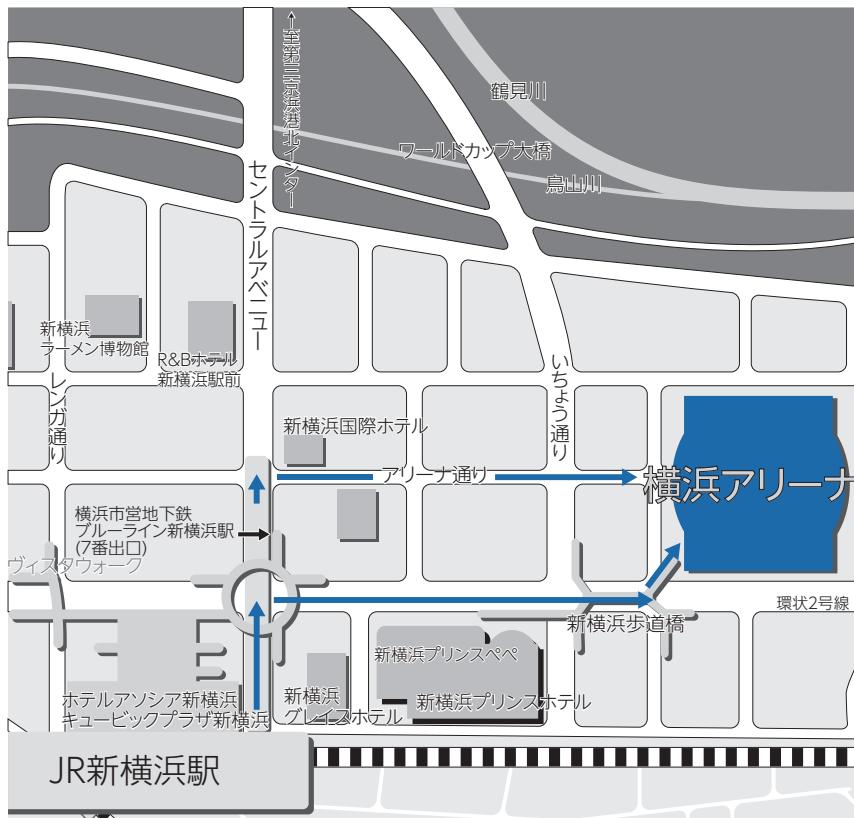
株主総会会場ご案内図

会場

横浜アリーナ

横浜市港北区新横浜三丁目10番地

電話 045 (474) 4000



▶交通のご案内

- 東海道新幹線 「新横浜」 駅 (東口・西口) 徒歩 5分
- J R 横浜線 「新横浜」 駅 (北口) 徒歩 5分
- 横浜市営地下鉄ブルーライン 「新横浜」 駅 (7番出口) 徒歩 4分

お願い：駐車場のご用意がありませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。